

第1回「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」事項書

平成23年7月15日
202委員会室

- 1 議会改革推進会議会長あいさつ
- 2 今後の進め方について
- 3 次回の日程について

【配付資料】

- 資料1 「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」の設置について
- 資料2 会期等の見直しについて（検討結果報告書）平成19年12月18日
- 資料3 会期等の見直しに関する検証検討結果報告 平成22年4月21日
- 資料4 三重県議会における議会改革のさらなる取組 ー改革度No.1議会の次への展開ー（三重県議会議会改革諮問会議最終答申）平成23年1月24日（抜粋）

会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議名簿

役 職	名 前	会 派 名
座 長	杉本 熊野 議員	新政みえ
副座長	津田 健児 議員	自民みらい
委 員	舘 直人 議員	新政みえ
委 員	津村 衛 議員	新政みえ
委 員	小島 智子 議員	新政みえ
委 員	岩田 隆嘉 議員	自民みらい
委 員	水谷 隆 議員	自民みらい
委 員	小林 正人 議員	自民みらい
委 員	東 豊 議員	鷹山

「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」 の設置について

平成23年6月14日の議会改革推進会議役員会で、会期等の見直しに係る検証及び検討を行うため、プロジェクト会議を設置することが決定されたので、次のとおり処置する。

1 名称

「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」

2 目的

会期等のさらなる見直しに関する検証及び検討を行い、結果を取りまとめる。

3 構成

○9名の委員で構成する。

(新政みえ4名、自民みらい4名、少数会派1名)

○正副座長については、議会改革推進会議役員から選出する。

(座長は杉本熊野議員、副座長は自民みらいから)

4 その他

検討方法、スケジュールは、発足後のプロジェクト会議において定める。

会期等の見直しについて
(検討結果報告書)

平成19年12月18日

三重県議会議会改革推進会議
会期に関する検討プロジェクトチーム

会期等の見直しについて

(検討結果報告書)

○ はじめに

地方分権時代に入り、民意の多様化、地方行政事務の拡大等に伴い、政策立案機能や監視機能など、議会の果たす役割が大きく期待されている。

これに伴い、実質的な議会の活動時間は年々長くなり、また議員の活動領域も拡大して、議員の活動実態は常勤に近づく傾向にある。

しかしながら、その一方で、依然として現行制度上は、議会は、閉会中の委員会での継続審査・調査の例外を除き、会期中のみしか活動能力を持たないとされ、議員の身分も非常勤職に近いといわれる特別職の地方公務員とされたままである。

また、制度運用上も、従来から、地方議会の運営にあたっては、短期間で能率的、濃密な審査を行うことが理想とされ、限られた日数を有効に使って議会の運営していくことが求められてきた。

このため、ここ 50 年余り、定例会の招集回数はほとんどの地方議会で年 4 回が定着し、その会期日数、時期、質疑・質問、委員会審査、休会等の日程も先例でほぼ固定されてきており、案件に応じた弾力的な対応が困難となっている状況にある。

分権時代における今後の議会の運営方法は、こうした従来からの固定化された会議の開催回数や会期日数にとらわれるのではなく、それぞれの地方公共団体の実情に応じた自主的な運用によることが必要となっている。

このような議会運営の改革は、単なる議事運営や執行機関と議会との関係にとどまらず、議員間討議等による議会の活性化や開かれた議会に向けた住民の実質的な参加機会の拡大にもつながっていくものと考えられる。

これらのことは、本県議会においても、平成 17 年 3 月にとりまとめられた「二元代表制における議会の在り方検討会」の最終検討結果報告書で、本会議や委員会等オープンな場での審議を通じて多様な住民の意見を統合していくために、「現行の定例会回数や会期日数についても検討を加え、議事運営等の弾力的かつ効率的な運用を図るものとする」と提言されたところである。

また、平成 18 年 12 月に制定された三重県議会基本条例においても、議会は、

その有する監視・評価機能、政策立案機能の強化を図るため、積極的に議員相互間の討議に努めるとともに、議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の参画する機会の確保に努めるものと定めており、運営方法等についての改革が必要となっている。

このような中、平成 19 年 5 月 31 日に開催された三重県議会代表者会議において、定例会の招集回数と会期日数について見直しを検討することが決定され、議会改革推進会議内にプロジェクトチームを設置し、調査、検討を行うこととなった。

これを受け、同年 6 月 29 日、「会期に関する検討プロジェクトチーム」を設置し、以来 11 回にわたり会議を開催して、調査、検討を進めてきたところであり、このたび、その結果を最終報告としてとりまとめたものである。

I 定例会の回数と会期の現状について

1 定例会と臨時会

地方公共団体の議会は長がこれを招集するとされ（地方自治法第 101 条第 1 項）、議会は、「定例会」及び「臨時会」の 2 種とされている（法第 102 条第 1 項）。

定例会とは、付議事件の有無にかかわらず定期的に招集される会議で、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならないこととされている（同条第 2 項）。

他方、臨時会とは、必要のあるとき、特定の事件に限りこれを審議するために招集される会議であり、付議すべき事件は、長があらかじめ告示しなければならないこととされている（同条第 3 項、第 4 項）。

定例会と臨時会との主な違いとしては、

- ① 招集請求については、臨時会は議長や議員定数 4 分の 1 以上の議員が付議事件を示して知事に招集を請求できるが、定例会はできないこと、
- ② 招集告示の内容については、定例会は招集期日と場所のみの告示で足りるが、臨時会はこれに加えて付議事件を告示する必要があること、
- ③ 質疑・質問については、定例会では質問することができるが、臨時会では、緊急質問を除き、質問することができないこと、
- ④ 議案の提出については、定例会中はできるが、臨時会中は告示事件又は急施事件に限ってのみできること、
- ⑤ 請願の審議については、定例会中は委員会に付託して審議できるが、臨時会中は告示事件又は急施事件でなければ審議できないため次回の定例会まで持ち越しになること、
- ⑥ 委員会の開催については、定例会中は付託議案審査と所管事項調査のため開催できるが、臨時会中は付議事件や急施事件の審査・調査でなければ開催できないこと、

などがあり、定例会と比べ、臨時会では制約されている事項が多くある。

2 定例会の招集回数の制限

定例会の招集回数については、現在、「毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない」（法第 102 条第 2 項）と規定されている。

この定例会開催回数の規定を巡っては、昭和 22 年の制定以来、当時の自治庁（現総務省）と地方議会との間での様々な議論があり、昭和 27 年及び 31 年に改正が行われている。

昭和 22 年 4 月の地方自治法制定当時、定例会は毎年 6 回以上招集しなければならないとされていたが、昭和 27 年 8 月の法改正で「毎年 4 回」とされ、さら

に昭和 31 年 6 月の法改正で「毎年 4 回以内において条例で定める回数」招集しなければならないと改められた。

同法の規定が現行の規定となったのは平成 16 年 5 月の改正によるもので、「年 4 回以内」という上限がなくなり、条例で自由に回数を定めることができることとなった。

この平成 16 年の改正は、鳥取県及び倉吉市が平成 15 年の構造改革特区第 4 次募集に「住民に身近な市町村議会特区」として提案したものについて、定例会の回数は地方の主体的な判断により決定されるべきとの方針により、一般制度として対応することとされ、法改正されたものである。

3 定例会の招集時期

定例会の招集時期については、地方自治法上は、議会の招集権者である長は、1 年（暦年）の間に条例で定める回数を招集すれば足り、これをいつ招集するかはその裁量に委ねられていると解されているが、毎年必ず提出される主要議案である通常予算と決算は、地方自治法で議会への提出時期を具体的に規定されていることから、その審議を行う議会の招集時期はある程度客観的に定まるものとされている。

まず、予算については、長は毎会計年度予算を調製し、都道府県及び指定都市にあっては年度開始前 30 日までに、その他の市及び町村にあっては年度開始前 20 日までには当該予算を議会に提出すべきものとされている（法第 211 条第 1 項）ことから、予算案を審議する定例会は遅くとも 2 月下旬から 3 月上旬に招集することとなる。

また、決算については、決算調製義務を有する会計管理者（出納長又は収入役）は、出納閉鎖後 3 か月以内に決算調製して長に提出し、長は監査委員の意見を付けて次の通常予算を審議する議会までに議会の認定に付すべきものとされている（法第 233 条第 1 項、第 3 項）ことから、決算を審査する定例会は概ね 9 月下旬から 11 月下旬頃に招集することとなる。

なお、地方公営企業の決算については、管理者は事業年度終了後 2 か月以内に決算を調製して長に提出し、長は監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後、3 か月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付すべきものとされている（地方公営企業法第 30 条第 4 項）。

4 会期制の意義

地方自治法は会期制を採用しており、委員会での継続審査などの例外を除き、議会は会期中においてのみ活動能力を有するものとされている。

議会は招集による会期の始まりとともに活動能力を取得し、会期の終了とともにその活動能力を失うとされている。

議会の招集権は長に専属しているが、議会の会期及びその延長並びに開閉に関する事項については、議会がこれを定める（法第 102 条第 6 項）とされており、一旦議会が招集された後は、議会の自律権に基づき、自主的に活動することとなっている。

5 会期日数の決定

会期は、その定例会の付議事件と審議能力等を総合的に考慮してその都度決定すべきものであり、会議規則に日数を定めることは適当でないという行政実例（昭和 26 年 9 月 21 日、同 27 年 1 月 31 日）があり、この実例に沿えば、審議案件の数等により会期の長短が決定されるので会議規則で日数を定めるよりも、その都度議決によって決定する方が弾力的な運営ができ、議会の自主、自律性確保に合致することになるとされる。

しかしながら、全国都道府県議会議長会では、定例会・臨時会はおよそ何日ぐらいかかるかということを示して示しておくことが議会として必要かつ運営上有効であるとして、標準会議規則制定当初から定例会と臨時会の会期のおおむねの日数を規定していた（同規則第 5 条）が、近年の実態にそぐわなくなっているとの理由から、平成 19 年 7 月に日数の規定を削除している。

6 全国の地方議会の状況

(1) 定例会の招集回数

都道府県議会では、47 団体すべてが条例で年 4 回と定めている（平成 18 年 12 月末現在）。

市町村議会では、倉吉市（鳥取県）が平成 17 年 4 月から年 5 回に、登別市（北海道）が平成 19 年 4 月から年 3 回にそれぞれ改めているほかは、ほとんどの市町村が条例で年 4 回と定めている。

なお、白老町（北海道）が、定例会の招集回数を年 1 回とし会期をほぼ 1 年間とするいわゆる「通年議会」を平成 20 年から本格実施することをめざしており、平成 19 年 6 月から試行を行っている。

都道府県議会及び市町村議会が、定例会を年 4 回としている理由としては、各々の定例会において上程される主要な議事案件が予定されていることによるものである。

また、定例会の会期日数が短い市町村議会においては、年間の議事予定の中に、閉会中の臨時会開催を組み込んで年間の議事予定を組んでいる団体も多くある。

(2) 会期日数の状況

平成 18 年中の都道府県議会における会期日数の状況は、全国都道府県平均

では、定例会の年間会期日数は 83.83 日、臨時会の年間会期日数は 1.28 日であり、定例会と臨時会を合わせた年間会期日数は 85.11 日となっている。

なお、24 都府県においては、臨時会を開催していない。

定例会と臨時会を合わせた年間会期日数が最も多かったのは、神奈川県 の 108 日であり、次いで三重県の 106 日、鳥取県、香川県及び沖縄県の 102 日、鹿児島県の 101 日の順となっている。

また、定例会と臨時会を合わせた会期日数が最も少なかったのは和歌山県の 64 日であり、次いで大阪府の 67 日、奈良県、広島県、山口県及び高知県の 69 日となっている。

7 国会の状況

国会には、憲法及び国会法の規定により、「常会」、「臨時会」、「特別会」の区別がある。

「常会」は、毎年 1 回、1 月中に召集され、会期は 150 日間で、1 回の延長が可能とされている。

「臨時会」は、臨時に必要なとき、衆議院議員の任期満了による総選挙後又は参議院の通常選挙後に召集され、「特別会」は、衆議院の解散による総選挙の後、正副議長等の選挙や内閣総理大臣の指名などを行うために召集される。

臨時会、特別会とも、それぞれの会期はその都度国会が決定し、2 回まで延長することができることとなっている。

地方議会の定例会と臨時会には、その権能行使に差があるが、国会の常会、臨時会、特別会には、このような差はなく、いずれも等しく国会としての権能を行使することができることとされている。

なお、本会議と委員会は、曜日で定例日が決められており、定例日に開催されるのが通例となっている。

最近 10 年間の国会の会期を見ると、毎年 1 回の常会と 1 回又は 2 回の臨時会が召集されており、年間総会期日数は概ね 230 日から 240 日程度となっている。

戦後、会期が最も長かった国会は、昭和 47 年 12 月に召集された第 71 回（特別会）で 280 日間、最も短かった国会は、昭和 41 年 12 月に召集された第 54 回（常会）で、即日解散のため 1 日間となっている。

8 本県議会の状況

(1) 定例会の招集回数

本県議会では、昭和 22 年 5 月の地方自治法施行後、法第 102 条第 2 項の規定により定例会を年 6 回開催していたが、その後、昭和 27 年の法改正により年 4 回開催していた。

昭和 31 年の法改正に合わせて、同年 6 月に制定された「三重県議会定例会

の招集回数に関する条例」においては、「三重県議会定例会は、毎年 4 回これを招集する。」と規定され、現在に至っている。

定例会の開催時期や定例会において審議される主要議事案件は、概ね他都道府県と同様である。

なお、常任委員の任期満了に伴う委員改選等を行うために毎年 5 月に開催する臨時会は定例化しており、また、近年、決算審査の早期化によって、第 3 回定例会と第 4 回定例会の間の閉会中に、付託委員会において継続審査事件として決算認定議案の審査を行っており、ほぼ定例化しつつある。

各定例会において審議される主要議事案件とされているものは次のとおりである。

定例会（時期）	主な上程議案
第 1 回定例会（2～3 月）	当初予算、補正予算
第 2 回定例会（6 月）	請負契約締結
第 3 回定例会（9～10 月）	補正予算、決算認定
第 4 回定例会（11～12 月）	補正予算

（2）会期日数の状況

本県では、昭和 22 年 6 月に制定した旧会議規則においては、「会期は、通常予算及び決算を審議する定例会は 30 日、その他の定例会は 7 日、臨時会は 5 日とし、議会の議決によりこれを短縮し、3 日以内これを延長することができる」と規定していた。

その後、昭和 27 年 3 月に制定した旧会議規則においては、「会期は、通常予算を審議する定例会は 30 日、その他の定例会は 7 日、臨時会は 5 日とし、議会の議決により短縮又は延長できる」と規定していた。

昭和 31 年 12 月に制定した現行の会議規則においては、制定当初、「会期は、通常予算を審議する定例会は 30 日以内、その他の定例会は 7 日以内、臨時会は 5 日以内とし、議会の議決で延長することができる」と規定していたが、昭和 48 年 4 月の改正で「会期は、おおむね、通常予算を審議する定例会は 30 日、その他の定例会は 10 日、臨時会は 7 日とする」ように改め、平成 14 年 6 月の改正で、その他の定例会の日数を 10 日から 20 日に改めた。

平成 16 年 5 月の改正では、予算決算特別委員会の審議日数の増加に伴い、会議規則に定めている会期日数を超えることが見込まれたため、定例会及び臨時会の会期に係るおおむねの日数の規定を削除し、単に「会期は、会期の初めに議会の議決で定める」と改めた。

なお、平成 18 年中における本県議会の年間会期日数は、定例会 4 回で 101 日、臨時会 2 回で 5 日、定例会と臨時会を合わせて 106 日となっている。

II 本県議会における議事運営上の問題点と課題

本県議会の現状の議事運営においては、次のような問題点の指摘や課題の提起がされている。

1 議事運営上の問題点

- (1) 現行の限られた会期日数の中では、十分な審議時間が確保されておらず、特に実質1日間の常任委員会の審議では、知事提出の議案を審査して議決するのが精一杯で、委員会で討議し議案等を発議していくことが難しい。
- (2) 参考人の招致や公聴会の開催など、県民や学識経験者等の意見を聴き、議会の審議に反映するための制度が十分活用されていない。
- (3) 議会基本条例に明記されている議員間討議の充実や議会から条例案等の政策立案、積極的な政策提言などを行っていかうとすると、現状の年4回の定例会の会期では時間が足りない。
- (4) 議案に対する質疑の時間が十分に確保されていない。
- (5) 毎年度必ず行われる決算の審査、予算の調査等は、付託委員会における閉会中の継続審査・調査として行われている。
- (6) 閉会中においては、重要な議案であっても知事が専決処分しているものがあり、議会のチェック機能が働いていない。
- (7) 定例会と比べ、臨時会では制約されている事項が多くある。

2 議事運営上の課題

- (1) 議会の役割、議会基本条例の趣旨から、議員間討議を充実させ、政策立案、政策提言を積極的に行っていくためにも、現行の定例会の回数、会期等を見直していく必要がある。
- (2) 議提議案や議案の修正など、議員から発議ができる会期日数の確保が必要である。
- (3) 予算決算常任委員会での決算審査及び予算調査が行われる第3回と第4回の定例会間の閉会期間を会期中とし、審査、調査をより詳細に実施していく必要がある。
- (4) 閉会中に特別委員会や検討会等が多く開かれているため、会期を長くして会期中とし、調査をより機動的に実施していく必要がある。

このような問題点や課題に対応していくためには、現行の定例会の招集回数や会期日数等について見直しを行い、会期を長くすること等により、現行の議事運営方法を改善していく必要がある。

Ⅲ 本県議会において会期を長くすること等による利点・欠点

会期を長くすること等による利点としては次のようなことが考えられる。

- 1 招集手続を経ずに議長判断で随時に本会議を開くことができるなど、機動的、弾力的な議会運営が可能となる期間が長くなることから
 - (1) 災害等の突発的な事件や緊急の行政課題等が発生した場合、招集手続を経ずに議長の権限で速やかに本会議を開催し対応できる。
 - (2) 随時に委員会の所管事務調査ができるため、時機を逸せずに詳細な調査が可能となり、委員会活動を充実させることができる。
 - (3) 閉会中の期間が短くなるため、知事の専決処分が少なくなり、事前に議会で審議することが可能になる。

- 2 審議期間を十分に確保することができることから
 - (1) 一般質問だけでなく、上程議案に関する質疑の機会を設けることができる。
 - (2) 委員会の開催回数を多くするなど、議員間討議の機会を増やすことにより政策提言等を行うことができる。
 - (3) 委員会において、利害関係人や学識経験者等から意見を聴取する参考人制度の活用が容易になる。
 - (4) 委員会において、手続に時間を要する公聴会制度を活用して県民等の意見を聴くことが容易になる。

- 3 議案等の提出、受理等を行える期間が長くなることから
 - (1) 次の議会の招集を待たずに議案を提出することができるようになり、請負契約締結議案などの早期議決、早期執行が可能になる。
 - (2) 意見書案、決議案等の時宜に合った提出や議決が可能になる。

また、会期を長くすること等による欠点としては次のようなことが考えられる。

- 1 本会議、委員会等の開催回数が増えることから
 - (1) 本会議、委員会等の開催経費が増加する。
 - (2) 年間議事予定にない急遽の開催の場合、定足数に達せず、流会となるおそれがある。
 - (3) 執行部の行政能率に影響を及ぼすおそれがある。

- 2 会期日数が増え、閉会中の期間が短くなることから
 - (1) 地域での議員活動等の時間が少なくなる。

(2) 執行部の行事予定が立てにくくなるおそれがある。

3 定例会の回数が少なくなることから

(1) 一事不再議の原則（会議規則第16条）により、会期中に議決した事件と同一の事件を提出できない期間が長くなる。

(2) 定例会の節目が少なくなり、めり張りや緊張感がなくなるおそれがある。

IV 定例会の招集回数、会期日数等の検討

会期日数を増やす場合、定例会の回数と会期の設定については様々な組み合わせが考えられる。

このため、プロジェクト会議での検討のたたき台となる正副座長試案として、「見直しに当たっての基本的な考え方」を示すとともに、「定例会の招集回数及び会期」について3回案と1回案を提示し、併せて、会期等の見直しに係る「本会議の運営方法等」、「委員会の運営方法等」、「本会議、委員会等の開催経費等」及び「事務局態勢の充実等」についても提示した。

プロジェクト会議では、この正副座長試案をもとに、会期等の見直し案について検討を重ね、定例会の招集回数を年2回に改める等の見直しを行うことが適当であるとの結論を得て、10月19日に中間案として報告した。

その後、この中間案に基づき、本会議・委員会の運営方法等や開催経費等についての具体的な検討を行い、このたび最終案として報告するに至ったものである。

定例会の招集回数、会期等の見直しについて（最終案）

平成19年12月18日

三重県議会議会改革推進会議

会期に関する検討プロジェクトチーム

定例会の招集回数、会期等の見直しに当たっては、次の3点を基本的な考え方として検討を行った。

- 1 議会の機能を強化するものとなること。
- 2 県民サービスの向上につながること。
- 3 経費の大きな増加とならないこと。

第1 定例会の招集回数及び会期

平成20年から、定例会の招集回数を年4回から年2回に改め、定例会の会期を概ね次のとおりとする。なお、次期改選後における定例会の招集回数及び会期については、検証を踏まえながら、通年開催を含めて検討する。

第1回定例会 2月中旬から6月下旬まで（会期日数130日程度）

第2回定例会 9月上旬から12月中旬まで（会期日数110日程度）

（年間総会期日数240日程度）

第2 本会議の運営方法等

1 招集日等の日程調整

定例会の招集日については、現行法上、招集権が知事にあるため、事前に十分協議、調整を行う。また、招集後において、議案の提案説明、質疑・質問に対する答弁等、執行部の説明を求める本会議の開催日については、議会、執行部双方の行事予定を考慮して日程調整を行う。

2 質疑と質問の分離

質疑質問日に合わせて議案の提出時期を考慮しなくとも随時に議案を提出できるよう、従来、毎定例会で行っている「議案に関する質疑並びに県政に対する質問」を「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」に分離する。

3 議案に関する質疑の方法

「議案に関する質疑」は、議案の上程、提出者の説明、議案聴取会での説明の後、次のように行う。

- (1) 定例会開会日等（年2回の定例会開会日並びに6月及び12月に行う「県政に対する質問」初日の直前に開催される本会議の日をいう。以下同じ。）に合わせて提出される議案（以下「開会日等提出議案」という。）については、一般質問（関連質問を含む）終了後、引き続き実施し、その後に委員会付託を行う。
- (2) 開会日等提出議案に関する質疑は、一般質問を行わない議員のみに認める。
- (3) 一般質問終了後に追加して提出される議案や休会中に提出される議案など、定例会開会日等以外の時期に提出される議案（以下「随時提出議案」という。）については、提案説明後又は議案聴取会終了後に引き続き実施し、その後に委員会付託を行う。
- (4) 事前に議会運営委員会で質疑者の調整等を諮ることができるよう、質疑に係る発言通告書は、質疑日の前々日までに提出する。
- (5) 質疑方法は、発言通告時に一括、分割又は一問一答のいずれかの方式を選択する。
- (6) 質疑は、議員発言用演壇で、答弁は、演壇でそれぞれ行う。
- (7) 質疑時間については、別途検討を行う。

4 県政に対する質問の方法

「県政に対する質問」の時期、回数、質問時間等の実施方法は、概ね従来どおりとする。なお、テレビ実況中継の枠取りが必要となることから、従前どおり事前に年間議事予定案を作成する。

「代表質問」 年2回（2月、9月、議員改選時は直後も実施）

5人以上の会派の代表者

質問時間（答弁、再質問含む）1人70分程度

「一般質問」 年4回（2月、6月、9月、12月）

1日当たりの質問者は概ね4人

正副議長を除く各議員が年間1回質問できることを基準に
各会派に配分

質問時間（答弁、再質問含む）1人60分程度

5 議案、請願等審査の方法

議案、請願等の取扱い、審査方法等について見直しを行い、急施を要する議

案、請願等や議論の少ない議案等については先議を行うなど、より柔軟な運営を行う。このうち、請願・陳情の調査については、次のように取扱う。

(1) 提出期限について

請願、陳情の提出期限については、提出機会を確保するため、年2回の開会日だけとせず、現行と同じく年4回を維持する。

(2) 所管委員会での審査について

議会の機能強化の観点から、開催日数が増加したことを利用し、所管委員会においては、請願の審査方法等についての委員間協議の実施や請願に関わる参考人の招致など、請願内容に応じた的確な審査を行う。

(3) 本会議での議決について

請願の速やかな審議を行うため、各定例会の開会日を提出期限とする請願については、各定例会の前半に開催される所管委員会審査後の直後の本会議において先議（優先性をもつ議案について他の議案に先立って行う審議・議決）を行い、開会日以外を提出期限とする請願については、各定例会後半に開催される所管委員会審査後の本会議（閉会日）において議決を行う。

(4) 処理経過及び結果の報告について

請願者に対する議決から採択処理経過報告までの期間を現行どおり維持するため、開会日を提出期限とするものについては当該定例会に、開会日以外を提出期限とするものについては次の定例会に、第1回目の処理経過報告を求め、第2回目以降の報告は、現行どおり、それぞれその後1年経過ごとに通算4回を限度として求める。

6 出席を求める説明員の範囲

本会議において出席を求める執行部説明員の範囲については、議会の審議に必要な説明のために出席を求めているということを明確にし、審議内容に応じて説明員の出席を求めない、あるいは縮小するなど、次のような見直しを行う。

(1) 議会の構成等に関する審議を行う本会議には、説明員の出席を求めない。

また、議会の構成等に関する事項と議案等の審議を併せて行う本会議には、議案等の審議時のみに説明員の出席を求め、当該議事が終了すれば暫時休憩し、説明員の退席後、再開して議会の構成に関する審議を行う。

(2) 随時提出議案の審議を行う本会議には、質疑に係る発言通告により指定された場合を除き、説明員を知事、副知事、出納長及び総務部関係職員のみに限るものとする。

(3) 各部局副部長及び総括室長については、説明員として出席を求めないこととするが、答弁を行う部局長等を補佐する必要があると認められる場合に限

り出席を求めるものとする。

7 議会への提出資料について

執行部から提出される議会提出資料については、見直しを行う。なお、見直しに当たっては、情報量が減少したり、提出時期が遅くなることのないよう執行部に申し入れる。

8 休会日における執行部の対応について

会期が長くなることに伴う執行部幹部職員の議会对応については、委員会等開催日を除く休会日にあつては、知事からの申入れどおり、従来の閉会中と同様の取扱いとする。

9 会議録の調製について

会期が長くなることにより、会議録の調製、配付の時期が遅くなることから、2月及び9月に行われる一般質問等の記録については、閉会後に会議録を調製、配付するまでの間、議会ホームページに速報版として掲載し、閉会後、調製した会議録に基づき、改めて会期中の全ての記録をホームページに掲載する。

第3 委員会の運営方法等

1 計画的な運営

常任委員会及び特別委員会の運営については、毎年5月の委員改選後に、向う1年間の年間活動計画の作成等を行うなど、計画的な運営を行う。

委員会の年間活動計画については、委員改選後、所管事項概要の調査を行った後に、年間の調査事項や時期、県内・県外調査の内容について、委員間で協議して作成する。

2 所管事項概要説明

従前、5月臨時会と第2回定例会の間の閉会期間中に各部局から行っていた「正副委員長勉強会」に替え、委員会を開催し、委員全員に所管事項全般についての概要説明を行う。

- (1) 行政部門別常任委員会については、所管事項概要説明は1委員会当たり2日間(1日1部局)とする。
- (2) 所管事項概要説明の後、当該委員会の年間の調査事項や時期、県内・県外調査の内容等、年間活動計画について委員間で協議する。

3 常任委員会開催日数の増加

会期中の常任委員会（年4回の「一般質問」に合わせて定例的に開催する常任委員会）の議案審査及び所管事項調査の開催日数は、余裕を持った日程とするため、1委員会当たり現行の1日間を2日間として部局別に分けて行い、3委員会を同日開催とし、予備日を2日間設ける。

- 1日目 ABC常任委員会①
- 2日目 DEF常任委員会①
- 3日目 ABC常任委員会②
- 4日目 DEF常任委員会②
- 5日目 委員会予備日①
- 6日目 委員会予備日②

4 常任委員会等の審査・調査の方法

会期中の常任委員会（年4回の「一般質問」に合わせて定例的に開催する常任委員会）の冒頭において、議案、請願の審査方法等を委員間で協議する機会を設け、特に県民の利害に係わる重要な議案や請願の審査に当たっては、委員会での参考人の招致や公聴会の開催など、内容に応じた的確な審査・調査が行えるよう、柔軟な運営を行う。

(1) 議員間討議を行いやすくし、論点を分かりやすくするために、議案、請願の審査、所管事項の調査はそれぞれの項目ごとに質疑、質問を行う。

① 議案の審査

開会日の議案聴取会において提案理由等が説明されているが、重要な議案については、議案を付託された委員会においても、必要に応じ再度細部にわたる説明を求める。

また、本会議での委員長報告では、必要に応じて議案についての賛否の状況やその理由についても言及することとし、委員会で議案の賛否についての理由を議論するなど、委員会において工夫する。

② 請願の審査

請願の採択、不採択等の採決にあたっては、議案と同様の取扱いとし、必要に応じて参考人を招致する。

③ 所管事項の調査

所管事項の質疑応答が終了し、執行部が退席した後に、議員間討議の時間設定を行う。

(2) 公聴会については、開催手続に時間を要することから、開催の必要性について委員間で十分協議、検討したうえで実施する。

5 出席を求める説明員の範囲

委員会において出席を求める執行部説明員の範囲について、審査・調査内容に応じ、必要最小限とするよう執行部に申し入れる。

6 委員会の県内・県外調査

閉会期間が短くなることから、従来、閉会中において実施していた県内・県外調査については、会期中においても実施する。

また、行政部門別常任委員会の県内調査については、原則として日帰り調査を2回程度実施することに改める。

第4 本会議、委員会等の開催経費等

議員の本会議、委員会等、諸会議への出席や会期中の議案精読等のための登庁等に係る費用弁償について、従来、支給対象となっていた委員会協議会、予算決算常任委員会理事会及び会期中の議案精読等に係る登庁については、支給対象としない。

第5 議会と知事との協議

知事から申入れのあった、協議の場の設置については、常設的なものとするのではなく、議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により、速やかに協議するものとする。その際の議会側の出席者については、その都度、議長が決定するものとする。

第6 事務局態勢の充実等

議会の諸活動の増加に伴い、活動の支援に当たる事務局態勢の充実に向け、職員配置等の見直しを行う。

会期に関する検討プロジェクトチームの調査、検討の経過

- 平成 19 年 5 月 31 日 **代表者会議**
- ・ 定例会の招集回数と会期日数の見直しについて議会改革推進会議において検討することを決定
- 6 月 29 日 **議会改革推進会議総会**
- ・ 会期に関する検討プロジェクトチームを設置
- 6 月 29 日 **第 1 回会期に関する検討プロジェクト会議**
- ・ 正副座長の選任について
 - ・ 今後の進め方について
- 8 月 2 日 **第 2 回会期に関する検討プロジェクト会議**
- ・ 会期等に関する現行制度について
 - ・ 三重県議会における現状と課題について
 - ・ 他の地方議会の事例について
 - ・ 会期等見直しの必要性について
 - ・ 今後の検討の進め方について
- 9 月 5 日 **第 3 回会期に関する検討プロジェクト会議**
- ・ 国会の会期等について
 - ・ 公聴会制度について
 - ・ 会期等見直しに係る正副座長試案について
- 9 月 11 日 **第 4 回会期に関する検討プロジェクト会議**
- ・ 会期等の見直しにより必要となる経費の試算について
 - ・ 会期等の見直しに係る執行部の意見について
 - ・ 会期等の見直し検討案について
- 10 月 2 日 **第 5 回会期に関する検討プロジェクト会議**
- ・ 休会制度について
 - ・ 会期等の見直しに係る各会派の意見集約結果について
- 10 月 5 日 **第 6 回会期に関する検討プロジェクト会議**
- ・ 会期等の見直しに係る各会派の意見集約結果について
 - ・ 中間案のとりまとめについて
- 10 月 16 日 **第 7 回会期に関する検討プロジェクト会議**
- ・ 中間案のとりまとめについて
 - ・ 今後の検討課題について
- 10 月 19 日 **議会改革推進会議総会**
- ・ 中間報告（中間案）を了承
- 10 月 19 日 **代表者会議**
- ・ 中間報告（中間案）を了承

- 平成 19 年 11 月 2 日 **会期に関する検討プロジェクトチームと知事との意見交換会**
・ 中間案及び知事からの協議事項について
- 11 月 6 日 **第 8 回会期に関する検討プロジェクト会議**
・ 費用弁償について
・ 本会議の運営方法等について
- 11 月 28 日 **第 9 回会期に関する検討プロジェクト会議**
・ 本会議の運営方法について
・ 委員会の運営方法について
- 12 月 5 日 **第 10 回会期に関する検討プロジェクト会議**
・ 本会議の運営方法について
・ 条例案について
- 12 月 11 日 **第 11 回会期に関する検討プロジェクト会議**
・ 県民からの意見について
・ 最終案のとりまとめについて
- 12 月 18 日 **議会改革推進会議総会**
・ 検討結果報告（最終案）を説明
- 12 月 19 日 **代表者会議（予定）**
・ 検討結果報告（最終案）を説明

「会期に関する検討」プロジェクトチームの設置について

先の代表者会議において、本県議会の会期に関する検討を議会改革推進会議において行うことが決定されたので、次のとおり処置する。

1 名称

「会期に関する検討」プロジェクトチーム

2 目的

会期に関する諸問題について調査、検討を行い、結果を取りまとめる。

3 構成

- ・議会改革推進会議会長と9名（新政みえ4、自民・無3、他会派2）の委員で構成する。
- ・委員から正副座長を選出する。

4 その他

検討方法、スケジュール、正副座長選出等の詳細は、発足後にプロジェクトチームにおいて定める。

（平成19年6月29日 三重県議会議会改革推進会議決定）

議会改革推進会議 会期に関する検討プロジェクトチーム名簿

議会改革推進会議会長	岩名 秀樹	(未来塾)
座長	萩野 虔一	(新政みえ)
副座長	山本 勝	(自民・無所属議員団)
委員	中川 康洋	(公明党)
委員	稲垣 昭義	(新政みえ)
委員	前田 剛志	(新政みえ)
委員	前野 和美	(自民・無所属議員団)
委員	森本 繁史	(自民党青雲会県議団)
委員	三谷 哲央	(新政みえ)
委員	永田 正巳	(自民・無所属議員団)

会期等の見直しに関する検証検討結果報告

平成 22 年 4 月 21 日

三重県議会議会改革推進会議

会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議

本文中、 は、平成19年の「会期に関する検討プロジェクトチーム」による検討結果報告書（平成19年12月18日付け）から転記したものです。

〇はじめに

三重県議会では、議事運営の弾力的、効率的な運用によって議会の機能強化を図るため、会期等の見直しを行い、平成 20 年から定例会の招集回数を年 4 回から年 2 回に改め、会期日数を大幅に増やすとともに、本会議、委員会等の運営方法の見直しを行った。

以来、2 年余りの間、議員間討議の機会拡大や県民の意向の議会審議への反映など、監視・評価機能、政策立案機能の強化と充実した審議に向けた様々な取組を重ねてきた。

平成 19 年 12 月に「会期に関する検討プロジェクトチーム」がとりまとめた「会期等の見直しについて（検討結果報告書）」においては、「次期改選後における定例会の招集回数及び会期については、検証を踏まえながら、通年開催も含めて検討する。」とされていることから、平成 21 年 12 月に議会改革推進会議に「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置し、以来 7 回にわたり会議を開催して議論を重ね、見直し後 2 年間の取組の検証と今後の在り方について検討を行ってきたところである。

検証、検討作業に当たっては、定例会の招集回数及び会期の設定だけでなく、議事運営のあり方を含めた検証、検討が必要であるとの考え方に立ち、前回の検討結果報告に掲載された項目ごとに、「現行の運用状況」の把握と「課題・問題点」の抽出を行った。

その際、現行の運用状況について、前回の検討結果報告で示された「見直しに当たっての基本的な考え方」、議会基本条例で規定する議会運営の原則、議員の活動原則等に沿ったものとなっているかどうかを検証するとともに、議会改革諮問会議委員からの意見、議会運営委員会等での議論や執行部からの意見等も課題・問題点として盛り込むこととした。

その上で、抽出された課題・問題点に対する改善方策について協議、検討を行い、項目ごとに「検証検討結果」として整理した。

この「検証検討結果報告」は、会期等の見直しに関し、当プロジェクト会議として、総合的に検証、検討を行い、その結果を提言としてとりまとめ、報告するものであり、今後、本県議会の機能強化に向け、議会運営委員会、代表者会議、委員長会議、広聴広報会議等の場において、さらに詳細な協議、検討が行われ、所要の措置が講じられるよう期待するものである。

検証・検討に当たっての留意事項

◎ 会期等の見直しに当たっての基本的な考え方

- 1 議会の機能を強化するものとなること。
- 2 県民サービスの向上につながること。
- 3 経費の大きな増加とならないこと。

◎ 三重県議会基本条例に規定する議会運営の原則、議員の活動原則等

1 議員の活動原則

- ・議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。(第4条第1項)
- ・議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。(第4条第4項)

2 議会運営の原則

- ・議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。(第6条第1項)
- ・常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。(第6条第4項)

3 議員間討議

- ・議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに前二条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。(第15条第1項)
- ・議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。(第15条第2項)

4 県民の議会への参画の確保

- ・議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。(第18条第1項)
- ・議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。(第18条第2項)

第1 定例会の招集回数及び会期

【検討結果報告】

平成20年から、定例会の招集回数を年4回から年2回に改め、定例会の会期を概ね次のとおりとする。なお、次期改選後における定例会の招集回数及び会期については、検証を踏まえながら、通年開催を含めて検討する。

- 第1回定例会 2月中旬から6月下旬まで (会期日数 130日程度)
- 第2回定例会 9月上旬から12月中旬まで (会期日数 110日程度)
- (年間総会期日数 240日程度)

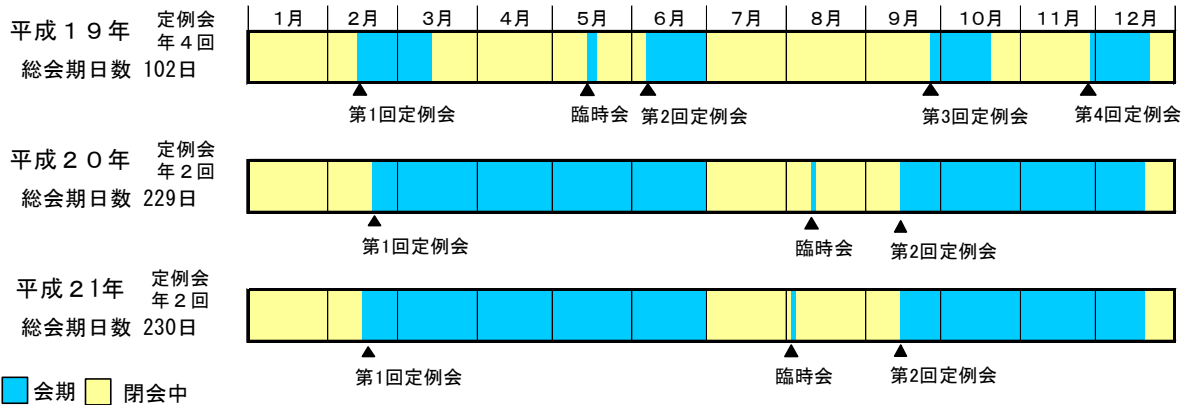
【現行運用状況】

平成20年及び平成21年の定例会、臨時会の開催状況は次のとおりであり、年間総会期日数は平成20年が229日、平成21年が230日となった。

【平成20年】	【平成21年】
第1回定例会 2月19日～6月30日 (133日間)	第1回定例会 2月16日～6月30日 (135日間)
第1回臨時会 8月12日 (1日間)	第1回臨時会 8月3日 (1日間)
第2回定例会 9月16日～12月19日 (95日間)	第2回定例会 9月16日～12月18日 (94日間)
年間総会期日数 (229日間)	年間総会期日数 (230日間)

定例会・臨時会の会期設定状況 (平成19年・20年・21年)

会期



	平成19年							
	第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会	会期中小計	閉会中	計
日数	29	4	23	23	23	102	263	365

	平成20年						平成21年					
	第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	会期中小計	閉会中	計	第1回定例会	第1回臨時会	第2回定例会	会期中小計	閉会中	計
日数	133	1	95	229	137	366	135	1	94	230	135	365

定例会・臨時会の会期日数の内訳（平成19年・20年・21年）

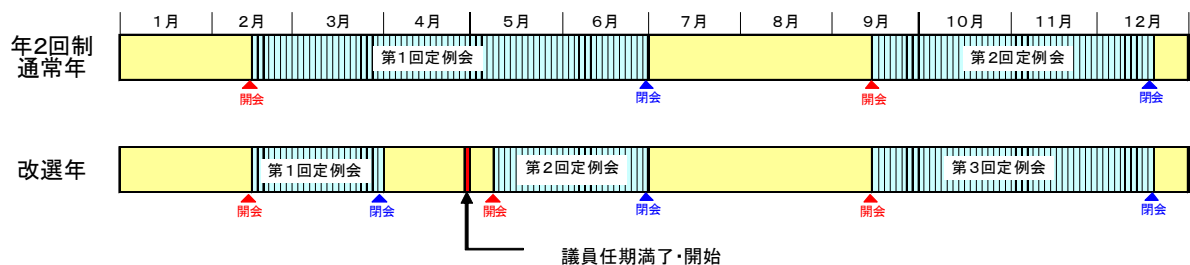
	平成19年						平成20年				平成21年			
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計
会期日数の内訳	29	4	23	23	23	102	133	1	95	229	135	1	94	230
開会、採決、議案上程、閉会	3	2	2	2	2	11	7	1	6	14	11	1	4	16
本会議 議案質疑							1			1	1			1
代表質問	1		1			2	1		1	2	1		1	2
議一般質問	3		2	3	3	11	6		6	12	7		5	12
休 委員会開催	7		6	8	10	31	28		27	55	25		25	50
会 その他議決休会	7	2	6	3	2	20	48		25	73	47		27	74
日 休日休会	8		6	7	6	27	42		30	72	43		32	75

【課題・問題点】

- ① 第1回定例会と第2回定例会の間の閉会期間が長いため、平成20年、平成21年とも8月に臨時会が招集され、審議を行った。
- ② 第1回定例会中の4月は、議会の諸会議の開催が少なく、事務局職員の人事異動直後で事務体制も整っていない。
- ③ 現行の定例会年2回制では、議員の任期が満了する平成23年には、前年の第2回定例会の会期を4月まで延ばして設定するか、改選後、第2回定例会の会期を5月から12月まで設定する必要がある。
- ④ 国の第29次地方制度調査会において、地方議会の権限強化のひとつとして会期制の見直しが答申されていること、また、地方行財政検討会議において地方自治法の抜本改正が検討されていること等から、これらの動きを注視していく必要がある。

【検証検討結果】

- ③ 次期改選期以降も定例会年2回制を継続し、第1回の招集を2月中旬、会期を6月下旬までとし、第2回の招集を9月中旬、会期を12月中旬までとする。ただし、議員任期満了の年（平成23年）においては、定例会の招集回数を年3回（定例会招集回数条例の附則を改正）とし、第1回の招集を2月中旬、会期を3月中下旬まで、第2回の招集を議員改選後の5月上旬、会期を6月下旬まで、第3回定例会の招集を9月中旬、会期を12月中旬までとする。



- ④ 議員改選（平成23年4月）後に地方自治法の抜本改正があった場合は、改正法に合わせて、定例会の招集回数、会期を含めた議事運営方法全般について、抜本的な見直しを行う。

第2 本会議の運営方法等

1 招集日等の日程調整

【検討結果報告】

定例会の招集日については、現行法上、招集権が知事にあるため、事前に十分協議、調整を行う。

また、招集後において、議案の提案説明、質疑・質問に対する答弁等、執行部の説明を求める本会議の開催日については、議会、執行部双方の行事予定を考慮して日程調整を行う。

【現行運用状況】

招集日、会期、本会議、委員会開催日等の日程については、事前に執行部と調整を行い、6月及び12月の議会運営委員会で、向う1年間の「年間議事予定（案）」を協議、決定し、公表している。

【課題・問題点】

- ① 年間議事予定を示すことから、議会、執行部ともに他の予定を入れやすくなる反面、議事予定が固定化するため、変更等の融通がききにくい。
- ② テレビ実況中継を行う質問日等については、直前の日程変更が困難である。
- ③ 会期が長くなり、諸会議の開催日数が多くなったため、議員の政務調査や地域での活動等の日程確保が難しくなっている。

【検証検討結果】

- ①② 議事日程の変更を必要とする事由が生じる場合には、直ちに関係機関と協議、調整を行い、変更する場合には速やかに全議員、執行部等に連絡するとともに、議会ホームページ等で県民に広報する。
- ③ 議員が会期中の数日間議会に出席できない場合にはあらかじめ議長の許可を得るという「請暇」の制度を設ける。

2 議案、請願等審査の方法

【検討結果報告】

議案、請願等の取扱い、審査方法等について見直しを行い、急施を要する議案、請願等や議論の少ない議案等については先議を行うなど、より柔軟な運営を行う。このうち、請願・陳情の調査については、次のように取扱う。

【現行運用状況】

急施を要する議案のうち、開会日等提出議案については先議を行い、それ以外の、休会日等に提出された随時提出議案については本会議を急遽開催して審議を行うなど、柔軟な取扱いを行っている。

【課題・問題点】

- ① 先議議案の審議については、時間的に余裕のない日程となる場合がある。
- ② 随時提出議案について、議会運営委員会の申合せによる方法で審議を行うとすれば、提出日から採決日まで最短で3日間が必要となる。
- ③ 随時提出議案の審議については、年間議事予定による本会議等の日程に合わせて対応することが難しいケースが生じており、特に、予定のない本会議を急遽開催して1日間で審議を行う場合には、複雑な議事運営になっている。
- ④ 意見書案等の提出要件について、会議規則上、機関意思決定議案による場合と動議による場合の提出要件が矛盾している。

【検証検討結果】

- ①② 随時提出議案の審議方法について、申合せによる標準的な審議方法(最短3日間)を定め、日程上可能な限り申合せに従った方法により審議する。
- ③ 急施を要する議案を審議する場合や申合せによる審議方法が日程上不可能な場合において、1日間で審議するときは、可能な限り議案書を提出日の3日前までに議員に配付するとともに、議案等の概要についての事前説明を受ける機会を設けるなど、審議を的確に行えるよう措置する。
- ④ 会議規則を改正して、機関意思決定議案の提出要件(提出者、賛成者を含め5人以上)を動議の提出要件(提出者、賛成者を含め2人以上)に一致させる。

(1) 請願、陳情の提出期限

【検討結果報告】

請願、陳情の提出期限については、提出機会を確保するため、年2回の開会日だけとせず、現行と同じく年4回を維持する。

【現行運用状況】

請願及び陳情の受付締切日は、毎定例会開会日、6月及び11月の議案上程日の年4回としている。

【課題・問題点】

- ① 受付締切後に受理した請願は、次の受付締切日以降まで所管の委員会に付託されず、審査が行われない。

【検証検討結果】

- ① 災害等の緊急事態に係る請願が提出され、議長及び議会運営委員会が特に必要と認めた場合に限り、受付締切日にかかわらず、所管の委員会に付託することができるように取り扱う。

(2) 請願、陳情の審議

【検討結果報告】

請願の速やかな審議を行うため、各定例会の開会日を提出期限とする請願については、各定例会の前半に開催される所管委員会審査後の直後の本会議において先議（優先性をもつ議案について他の議案に先立って行う審議・議決）を行い、開会日以外を提出期限とする請願については、各定例会後半に開催される所管委員会審査後の本会議（閉会日）において議決を行う。

【現行運用状況】

受理した請願については、請願文書表を作成し、議場配付して所管の委員会に付託しており、付託委員会での審査結果は、審査結果報告書として議場配付し、本会議での委員長報告は行わない。

また、受理した陳情については、陳情受付状況一覧表を作成し、議場配付している。

【課題・問題点】

- ① 付託委員会で審査が終わらずに継続審査又は審査中となった請願については、通例、次の定例の常任委員会まで審査が行われない。
- ② 陳情については、所管委員会等で議論されないことが多い。

【検証検討結果】

- ① 委員会付託された請願の取扱いについては、審査が遅延しないよう、会期中又は閉会中においても早期の審査に努める。
- ② 陳情の取扱いについては、陳情受付状況一覧表をもとに、必要に応じて所管委員会において協議、調査を行う。陳情の事項、内容等が請願の処理の基準に適合するものと判断される場合には、請願書の例により処理するよう議長に要請等を行う。

(3) 請願の処理経過及び結果の報告

【検討結果報告】

請願者に対する議決から採択処理経過報告までの期間を現行どおり維持するため、開会日を提出期限とするものについては当該定例会に、開会日以外を提出期限とするものについては次の定例会に、第1回目の処理経過報告を求め、第2回目以降の報告は、現行どおり、それぞれその後1年経過ごとに通算4回を限度として求める。

【現行運用状況】

採択された請願のうち、処理経過及び結果の報告を知事等に求めたものについては、知事から提出された報告を請願者に通知している。

【課題・問題点】

- ① 請願の処理経過及び結果の報告については、委員会等で議論されることが少ない。

【検証検討結果】

- ① 請願の処理経過及び結果の報告があったもののうち、その処理が適切に行われていないものについては、所管委員会での質疑等を通じて調査を行い、採択した請願の趣旨が実現するよう努める。

3 質疑と質問の分離

【検討結果報告】

質疑質問日に合わせて議案の提出時期を考慮しなくとも随時に議案を提出できるよう、従来、毎定例会で行っている「議案に関する質疑並びに県政に対する質問」を「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」に分離する。

【現行運用状況】

一般質問と分離して、上程議案に関する質疑の機会を設けている。

本会議での発言議員数の内訳（平成19年・20年・21年）

	平成19年						平成20年				平成21年			
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	計
本会議での発言議員数	14	1	18	25	21	79	66		63	129	59		49	108
議案質疑議員数							12		11	23	13		7	20
代表質問議員数	2		2			4	2		3	5	3		2	5
一般質問議員数	10		10	13	13	46	26		26	52	30		22	52
関連質問議員数	2		3	6	2	13	10		7	17	7		10	17
討論議員数		1	3	6	6	16	16		16	32	6		8	14

【課題・問題点】

- ① 議案に関する質疑の内容が、議案についての疑義を質すものではなく、一般質問に近いものとなっている場合がある。

【検証検討結果】

- ① 議案に関する質疑は一般質問の前に行い、議案についての疑問点を質すものであることを明確にし、その内容が一般質問に近いものとならないよう質疑議員に徹底する。
- ② 「代表質問」、「一般質問」、「議案質疑」、「議案聴取会質疑」、「予算決算常任委員会総括質疑」、「委員会質疑」については、それぞれの区分けを明確にし、整理する。

4 議案に関する質疑の方法

【検討結果報告】

「議案に関する質疑」は、議案の上程、提出者の説明、議案聴取会での説明の後、次のように行う。

(1) 開会日等提出議案に関する質疑

【検討結果報告】

定例会開会日等（年2回の定例会開会日並びに6月及び12月に行う「県政に対する質問」初日の直前に開催される本会議の日をいう。以下同じ。）に合わせて提出される議案（以下「開会日等提出議案」という。）については、一般質問（関連質問を含む）終了後、引き続き実施し、その後に委員会付託を行う。

【現行運用状況】

開会日等提出議案に関する質疑は、3月にあつては一般質問終了後、別に日を設けて行っており、6月、9月、12月にあつては、一般質問（関連質問を含む）に引き続き実施している。

質疑議員 平成20年 23人 平成21年 20人

【課題・問題点】

- ① 開会日等提出議案に関する質疑は、すべての一般質問が終了してから行うため、特に、発言通告の提出期限が同時期となる質問最終日の一般質問と議案質疑については、一般質問で議案に関係する質問があった場合、質疑の内容と重複してしまう場合がある。

【検証検討結果】

- ① 議案に関する質疑は、一般質問前に行う。具体的な実施時期については、代表質問のある2月及び9月は代表質問後に引き続き行い、代表質問がない6月と11月は一般質問日の前に別途議案質疑日を設定して行う。ただし、平成22年においては、既に年間議事予定で日程が示されているため、特例として、初日の一般質問（関連質問含む）終了後に引き続き行う。

(2) 質疑を行う議員

【検討結果報告】

開会日等提出議案に関する質疑は、一般質問を行わない議員のみに認める。

【現行運用状況】

代表質問及び一般質問を行わない議員のみに認めるとしていた制限を撤廃した。（平成21年11月16日 議会運営委員会申合せ）

【課題・問題点】

- ① 質疑を行うことができる議員の制限がなくなったことにより、質疑を希望する議員が多い場合には、会議時間の延長等が必要となることも考えられる。

【検証検討結果】

- ① 余裕のある日程とするため、議案に関する質疑を代表質問終了後に引き続き又は議案質疑日を新たに設けて行う。

(3) 随時提出議案に関する質疑

【検討結果報告】

一般質問終了後に追加して提出される議案や休会中に提出される議案など、定例会開会日等以外の時期に提出される議案（以下「随時提出議案」という。）については、提案説明後又は議案聴取会終了後に引き続き実施し、その後に委員会付託を行う。

【現行運用状況】

随時提出議案に関する質疑は、議案聴取会終了後（議案聴取会が省略される場合は提案説明終了後）に実施している。議案上程日当日に審議を終える必要がある議案については、議案聴取会終了後、引き続いて議案に関する質疑を行っている。

【課題・問題点】

- ① 随時提出議案に関する質疑については、議案の上程から発言通告までに十分な時間がとれない場合がある。
- ② 随時提出議案に関する質疑については、日程上の都合により、本会議では行わずに、予算決算常任委員会等の付託委員会で行うことがある。

【検証検討結果】

- ① 随時提出議案について、緊急を要する場合を除き、原則として提出日3日前までに議員に議案書を配付する。
- ② 上程日当日に採決が必要な議案についても、委員会付託前に本会議での質疑を行うことを原則とする。

(4) 質疑に係る発言通告

【検討結果報告】

事前に議会運営委員会で質疑者の調整等を諮ることができるよう、質疑に係る発言通告書は、質疑日の前々日までに提出する。

【現行運用状況】

議案に関する質疑の発言通告は、原則として質疑日の前々日までに提出することとしているが、随時提出議案、緊急を要する議案等で時間がとれないものについては、その都度、議会運営委員会で発言通告の提出期限を決定している。

【課題・問題点】

- ① 随時提出議案のうち、上程日当日に審議を終える必要があるものについては、議案聴取会終了後、直ちに発言通告を提出しなければならず、質疑までの準備時間も短い。

【検証検討結果】

- ① 随時提出議案について、緊急を要する場合を除き、原則として提出日3日前までに議案書を議員に配付する。また、議案聴取会終了後、ある程度時間を空けてから本会議を再開し、議案に関する質疑を行う。

(5) 質疑の方法

【検討結果報告】

質疑方法は、発言通告時に一括、分割又は一問一答のいずれかの方式を選択する。

【現行運用状況】

質疑時間は、答弁を含め 15 分以内とされる例が多く、発言時間が短いため、質疑議員の大半が一括質問方式を選択している。

(6) 質疑・答弁の場所

【検討結果報告】

質疑は、議員発言用演壇で、答弁は、演壇でそれぞれ行う。

【現行運用状況】

議員の質疑は、議員発言用演壇で、執行部の答弁は自席で行う。

【課題・問題点】

- ① 議提議案に関する質疑等について、質疑及び答弁場所が申合せで定められていない。
- ② 質疑は、議場内スクリーンに映写しないこととされているため、傍聴席や議員席から質疑議員の顔が見えない。

【検証検討結果】

- ① 議提議案に関する質疑、委員長報告に対する質疑については、質疑議員は議員発言用演壇から、答弁議員は議長席前演壇からそれぞれ行う。
- ② 代表質問、一般質問時に限らず、本会議の全てについて、インターネット中継画像と同一画像を議場内スクリーンに映写する。

(7) 質疑時間

【検討結果報告】

質疑時間については、別途検討を行う。

【現行運用状況】

質疑議員、質疑時間、質疑順序は、その都度議会運営委員会で協議、決定している。
質疑時間は、答弁を含め 10 分以内、15 分以内、20 分以内の例がある。
質疑順序は、議案番号順ではなく、多数会派順の輪番としている。

【課題・問題点】

- ① 質疑時間については、議員一人当たりの質疑答弁時間を決めており、質疑する議案数は考慮されていない。

【検証検討結果】

- ① 多くの議員の質疑機会を確保するため、質疑議案数にかかわらず質疑時間を1人当たり答弁を含め15分程度とすることを申し合わせる。

5 県政に対する質問の方法

【検討結果報告】

「県政に対する質問」の時期、回数、質問時間等の実施方法は、概ね従来どおりとする。なお、テレビ実況中継の枠取りが必要となることから、従前どおり事前に年間議事予定案を作成する。

「代表質問」 年2回（2月、9月、議員改選時は直後も実施）

5人以上の会派の代表者

質問時間（答弁、再質問含む）1人70分程度

「一般質問」 年4回（2月、6月、9月、12月）

1日当たりの質問者は概ね4人

正副議長を除く各議員が年間1回質問できることを基準に各会派に配分

質問時間（答弁、再質問含む）1人60分程度

【現行運用状況】

代表質問議員	平成20年 5人	平成21年 5人
一般質問議員	平成20年 52人	平成21年 52人

【課題・問題点】

- ① 一般質問は年1回のため、発言したいときに質問することができない場合がある。
- ② 質問時間に答弁を含むため、答弁が長いと持ち時間が少なくなり、発言通告した項目のすべてを質問できなくなる場合がある。

【検証検討結果】

- ② 答弁について、質問内容の繰り返しや不必要な説明等を行わず、簡潔、的確に答弁を行うよう執行部に申し入れる。

6 出席を求める説明員の範囲

【検討結果報告】

本会議において出席を求める執行部説明員の範囲については、議会の審議に必要な説明のために出席を求めているということを明確にし、審議内容に応じて説明員の出席を求めない、あるいは縮小するなど、次のような見直しを行う。

(1) 説明員の出席

【検討結果報告】

議会の構成等に関する審議を行う本会議には、説明員の出席を求めない。また、議会の構成等に関する事項と議案等の審議を併せて行う本会議には、議案等の審議時のみに説明員の出席を求め、当該議事が終了すれば暫時休憩し、説明員の退席後、再開して議会の構成に関する審議を行う。

【現行運用状況】

議会の構成等に関する事項と議案等の審議を併せ行う本会議には、議会の構成等に関する審議時には、説明員の出席を求めず、当該議事が終了後暫時休憩し、説明員の出席を求めて議案等の審議を行う。

開会日、議案上程日等の提案説明時には、説明員を知事、副知事及び総務部関係職員のみ限定している。

(2) 随時提出議案審議における説明員の出席

【検討結果報告】

随時提出議案の審議を行う本会議には、質疑に係る発言通告により指定された場合を除き、説明員を知事、副知事、出納長及び総務部関係職員のみに限るものとする。

【現行運用状況】

随時提出議案上程後の提案説明の際には、説明員を知事、副知事及び総務部関係職員のみ限定している。

随時提出議案の採決前には、付託委員会における審査の経過と結果について委員長報告を行うため、議案に関係する部局長の出席を求めている。

随時提出議案の上程日当日に審議を行う場合には、提案説明時、採決時ともに、知事、副知事、関係部局長及び総務部関係職員の出席を求めている。

(3) 副部長等の出席

【検討結果報告】

各部局副部長及び総括室長については、説明員として出席を求めないこととするが、答弁を行う部局長等を補佐する必要があると認められる場合に限り出席を求めるものとする。

【現行運用状況】

部局長の出席を求める本会議には、執行部からの要請により、部局長を補佐する副部長、総括室長等の出席を併せて求めている。

【課題・問題点】

- ① 部局長の出席を求める場合、そのすべての場合について副部長、総括室長等の出席を併せて求める必要性は少ない。

【検証検討結果】

- ① 各部局副部長、総括室長については、説明員としての出席を求めないこととする。ただし、答弁を行う知事、部局長等を補佐するために連絡、調整を行う「執行部連絡員」として、執行部が副部長以下の職員から選定する者の在室を9名以内で認める。

7 議会への提出資料について

【検討結果報告】

執行部から提出される議会提出資料については、見直しを行う。なお、見直しに当たっては、情報量が減少したり、提出時期が遅くなることのないよう執行部に申し入れる。

【現行運用状況】

議案書等提出書類の印刷製本簡略化、議案説明書、議案概要、議案聴取会説明資料の統合再編、主要施策の成果に関する報告書と県政報告書の統合などを行った。

【課題・問題点】

- ① 議会運営委員会等に提出される議案概要については、特に予算議案に関する記載が簡略すぎるため、説明資料として不十分なものとなっている。
- ② 議会への提出資料が的確なものとなっていない場合がある。

【検証検討結果】

- ① 執行部提出の「議案概要」に掲載する予算について、主要な内容、見込み額等の概要を明記するよう執行部に申し入れる。
- ② 提出資料の内容等について検証し、必要な場合には執行部に対して改善を申し入れる。

8 休会日における執行部の対応について

【検討結果報告】

会期が長くなることに伴う執行部幹部職員の議会対応については、委員会等開催日を除く休会日にあつては、知事からの申入れどおり、従来の閉会中と同様の取扱いとする。

9 会議録の調製について

【検討結果報告】

会期が長くなることにより、会議録の調製、配付の時期が遅くなることから、2月及び9月に行われる一般質問等の記録については、閉会後に会議録を調製、配付するまでの間、議会ホームページに速報版として掲載し、閉会後、調製した会議録に基づき、改めて会期中の全ての記録をホームページに掲載する。

【現行運用状況】

定例会前半部分について暫定版を作成し、議会ホームページの会議録検索システムに掲載するとともに、議会図書室に配架している。

【課題・問題点】

- ① 会期が長くなり、会議録に掲載する日程が増える一方、閉会中の期間が短くなったため、会議録調製作業に時間的な余裕がなくなっている。

【検証検討結果】

- ① 本会議会議録の調製作業工程について、効率的な手法等を検討する。

第3 委員会の運営方法等

1 計画的な運営

【検討結果報告】

常任委員会及び特別委員会の運営については、毎年5月の委員改選後に、向う1年間の年間活動計画の作成等を行うなど、計画的な運営を行う。

委員会の年間活動計画については、委員改選後、所管事項概要の調査を行った後に、年間の調査事項や時期、県内・県外調査の内容について、委員間で協議して作成する。

【現行運用状況】

常任委員会については、委員改選後に、所管事項概要説明の調査結果をもとにして年間活動計画を作成している。

特別委員会については、県政の重要課題に対応する目的達成型の委員会として必要の都度設置することに改められたことから、委員会設置後にそれぞれ活動計画を作成している。

【課題・問題点】

- ① 常任委員会の年間活動計画は、作成後にあまり活用されていない。

【検証検討結果】

- ① 年間活動計画作成後、変更する必要がある際には、修正について委員会で速やかに協議を行い、委員全員で共有する。
- ① 年間活動計画に執行部の年間事業予定等も合わせて掲載するなど、掲載事項について工夫する。

2 所管事項概要説明

【検討結果報告】

従前、5月臨時会と第2回定例会の間の閉会期間中に各部局から行っていた「正副委員長勉強会」に替え、委員会を開催し、委員全員に所管事項全般についての概要説明を行う。

【現行運用状況】

行政部門別常任委員会において、所管部局別に部局長から概要説明を聴取している。

【課題・問題点】

- ① 部局長からの説明を聴取し、所管部局の課題等を把握して、年間活動計画を協議するのが目的であるが、概要説明の細部にわたる質疑応答に時間を要してしまう場合がある。

【検証検討結果】

- ① 所管事項概要説明の調査については、原則として説明の聴取を主に行い、細部にわたる質疑については、後日開催される定例の常任委員会の所管事項調査の中で行う。

(1) 調査の日程

【検討結果報告】

行政部門別常任委員会については、所管事項概要説明は1委員会当たり2日間（1日1部局）とする。

【現行運用状況】

行政部門別常任委員会を2日間開催し、1日1部局から所管事項の概要説明を受けて調査している。開催日程は、1日当たり3委員会を同日開催している。

【課題・問題点】

- ① 1日1部局を調査しているが、部局によっては午前中に調査が終了する場合も多い。
- ② 3つの行政部門別常任委員会を同日開催しているため、県民や委員会所属外の議員が傍聴できる機会が少なくなっている。

【検証検討結果】

- ①② 所管事項概要説明については1日2部局の調査とし、2委員会の同日開催とする。

(2) 年間活動計画の協議

【検討結果報告】

所管事項概要説明の後、当該委員会の年間の調査事項や時期、県内・県外調査の内容等、年間活動計画について委員間で協議する。

【現行運用状況】

部局長から所管事項の概要説明を聴取した後、年間活動計画について協議している。

【課題・問題点】

- ① 年間活動計画の作成に当たり、委員間の議論が十分行われていない場合がある。

【検証検討結果】

- ① 年間活動計画の作成に当たっては、委員間で十分に協議して課題の抽出や整理を行い、重点調査項目を明確にする。

3 常任委員会開催日数の増加

【検討結果報告】

会期中の常任委員会（年4回の「一般質問」に合わせて定例的に開催する常任委員会）の議案審査及び所管事項調査の開催日数は、余裕を持った日程とするため、1委員会当たり現行の1日間を2日間として部局別に分けて行い、3委員会を同日開催とし、予備日を2日間設ける。

- 1日目 ABC常任委員会①
- 2日目 DEF常任委員会①
- 3日目 ABC常任委員会②

- 4 日目 DEF 常任委員会②
 5 日目 委員会予備日①
 6 日目 委員会予備日②

【現行運用状況】

定例開催する行政部門別常任委員会（予算決算常任委員会分科会を含む）の議案等審査及び所管事項調査については、1日1部局の審査、調査とし、1委員会当たり2日間開催している。開催日程は、1日当たり3委員会を同日開催している。

委員会の開催回数等の内訳（平成19年・20年・21年）

	平成19年							計
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	会期中 小計	閉会中	
委員会開催回数	15	14	13	18	19	79	23	102
行政部門別常任委員会(予決分科会含 内 予算決算常任(特別)委員会	6	7	6	8	9	36	7	43
議会議運営委員会 特別委員会	2	1	1	2	2	8	6	14
委員会参考人数	5	2	3	3	4	17	5	22
公聴会公述人数	2	4	3	5	4	18	5	23
				10	7	17	5	22

	平成20年						平成21年					
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中	計	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中	計
委員会開催回数	105		83	188	17	205	101	2	72	175	16	191
行政部門別常任委員会(予決分科会含 内 予算決算常任(特別)委員会	55		43	98	9	107	55		45	100	2	102
議会議運営委員会 特別委員会	8		11	19	1	20	8	1	10	19	1	20
委員会参考人数	22		14	36	3	39	25	1	11	37	4	41
公聴会公述人数	20		15	35	4	39	13		6	19	9	28
	13		15	28	13	41	16		8	24	11	35
			2	2		2	5			5		5

【課題・問題点】

- ① 委員会予備日の2日目に常任委員会を開催することは少なく、特別委員会や検討会等に利用されている場合が多い。
- ② 部局により、審査、調査が午前中で終了することが多い常任委員会がある。
- ③ 常任委員会開催回数の倍増に加え、随時に常任委員会が開催されることも多く、年間開催回数が増加していることから、会議録調制作業等に時間を要している。

【検証検討結果】

- ① 委員会予備日の設定方法を見直し、5日目の「委員会予備日①」については「常任委員会予備日」に、6日目の「委員会予備日②」については「委員会等予備日」にそれぞれ改め、常任委員会以外の諸会議も開催できるよう活用を図る。
- ③ 委員会会議録の調制作業工程について、効率的な手法等を検討する。

4 常任委員会等の審査・調査の方法

(1) 委員会の運営

【検討結果報告】

会期中の常任委員会（年4回の「一般質問」に合わせて定例的に開催する常任委員会）の冒頭において、議案、請願の審査方法等を委員間で協議する機会を設け、特に県民の利害に係わる重要な議案や請願の審査に当たっては、委員会での参考人の招致や公聴会の開催など、内容に応じた的確な審査・調査が行えるよう、柔軟な運営を行う。

【現行運用状況】

行政部門別常任委員会の所管事項調査において、必要に応じ、学識経験者、関係団体等職員、請願者等を参考人として招致している。

【課題・問題点】

- ① 議案又は請願に関して参考人を招致する場合、付託後でないと招致を決定する委員会が開催できないため、参考人を委員会に招致する日が遅くなってしまう。
- ② 特別委員会、検討会等など、常任委員会以外の議論の場が増えていることにより、常任委員会の所管事項調査との範囲が重複したり、不明確になる場合がある。

【検証検討結果】

- ① 参考人招致等を協議する委員会を早期に開催できるよう、議案に関する質疑を一般質問の前に行い、速やかに委員会付託を行う。
- ② 常任委員会の所管事項調査を基本とし、特に必要な場合に限り、特別委員会や検討会等を設置して調査を行うこととするなど、それぞれが持つ特性を活かした的確な運営を行い、調査内容等が重複しないよう十分に調整を図る。

(2) 議案審査、所管事項調査の方法

【検討結果報告】

議員間討議を行いやすくし、論点を分かりやすくするために、議案、請願の審査、所管事項の調査はそれぞれの項目ごとに質疑、質問を行う。

【現行運用状況】

所管事項調査は、委員長の判断により一括して行われる場合もある。

【課題・問題点】

- ① 一括して説明を受けた場合には、質疑は関連する項目ごとに区切って行う必要がある。

【検証検討結果】

- ① 一括説明を受けた場合は、事項別に質疑を行うなど、委員が議論しやすいように委員長において議事運営方法を工夫する。

(3) 議案の審査

【検討結果報告】

開会日の議案聴取会において提案理由等が説明されているが、重要な議案については、議案を付託された委員会においても、必要に応じ再度細部にわたる説明を求める。

また、本会議での委員長報告では、必要に応じて議案についての賛否の状況やその理由についても言及することとし、委員会で議案の賛否についての理由を議論するなど、委員会において工夫する。

【現行運用状況】

議案の審査においては、冒頭に執行部から議案補充説明が行われている。

【課題・問題点】

- ① 委員間討議及び討論が活発には行われていない。
- ② 委員間討議の直後に討論を行うため、両者の区別がつきにくい。

【検証検討結果】

- ①② 委員間討議を必要とする議案等の絞り込みを行うとともに、委員長が意見を求めるなど、委員間討議の充実を図る。
- ② 委員間討議終了後、論点の整理や意見の集約を行い、委員長報告に盛り込むなど、委員間討議の標準的な手順を委員長会議で検討する。

(4) 請願、陳情の審査

【検討結果報告】

議会の機能強化の観点から、開催日数が増加したことを利用し、所管委員会においては、請願の審査方法等についての委員間協議の実施や請願に関わる参考人の招致など、請願内容に応じた的確な審査を行う。

請願の採択、不採択等の採決にあたっては、議案と同様の取扱いとし、必要に応じて参考人を招致する。

【現行運用状況】

参考人として招致した請願者は、平成 20 年は 14 人、平成 21 年は該当がなかった。

(5) 所管事項の調査

【検討結果報告】

所管事項の質疑応答が終了し、執行部が退席した後に、議員間討議の時間設定を行う。

【現行運用状況】

所管事項調査において、執行部からの説明、質疑応答が終了し、執行部が退席した後に委員間討議を行っている。

【課題・問題点】

- ① 説明項目の選定について、事前の調整があまり行われていない。
- ② 委員会説明資料の事前配付があまり活かされていない。
- ③ 所管事項の説明項目が多く、説明に時間を要している。
- ④ 委員間討議の結果を次の調査等に活用していく必要がある。

【検証検討結果】

- ①③ 説明項目の選定に当たっては、執行部から申し出があった項目から選定するだけでなく、重点調査項目や委員間で討議した項目等も含めて検討を行い選定する。また、執行部に対して要点を簡潔に説明するよう要請するなど、効率的かつ的確に調査が行えるよう運営する。
- ② 委員会説明資料の事前配付については、正副委員長のレクチュアが終了していない場合には、未定稿として配付するなど、委員会前日までに資料が各委員に届くように配慮する。
- ④ 委員間討議終了後、論点の整理や意見の集約を行い、次回以降の調査等に活用する。

(6) 公聴会の開催

【検討結果報告】

公聴会については、開催手続に時間を要することから、開催の必要性について委員間で十分協議、検討したうえで実施する。

【現行運用状況】

県民の利害に係わる重要な案件の審査・調査にあたっては、県民の意見を聴くため、

委員会で必要に応じ公聴会を開催している。

- ・平成 20 年 10 月 22 日 政策総務常任委員会

案 件：『^{うま}美し国おこし・三重』三重県基本計画の策定について」

公述人：2 人（公募公述人なし、要請公述人 2 人）

- ・平成 21 年 4 月 22 日 健康福祉病院常任委員会

案 件：「県立病院改革に関する考え方（基本方針）（案）について」

公述人：5 人（公募公述人 3 人、要請公述人 2 人）

【課題・問題点】

- ① 公述人の選定について、委員会条例で賛成者、反対者の一方に偏らないように公述人を選ばなければならない旨規定されているが、賛否いずれか一方の意見が多い案件については、選定する公述人の賛否を同数にする運用は困難である。
- ② 調査事件を案件とする公聴会においては、公述人の賛否が判別しにくい場合や公述人から様々な意見を聴く必要がある場合があり、賛否を同数にして選定することが難しい。
- ③ 公述人の公募に当たっては、県民等が応募しやすいように配慮する必要がある。

【検証検討結果】

- ①②③ 公聴会を活用して、様々な案件について県民等の意見を幅広く聴取するため、公述人を賛否で区分して選定することが難しい場合には、意見が偏らないようにして選定することができるよう、委員会条例を改正する。

5 出席を求める説明員の範囲

【検討結果報告】

委員会において出席を求める執行部説明員の範囲について、審査・調査内容に応じ、必要最小限とするよう執行部に申し入れる。

【現行運用状況】

行政部門別常任委員会（予算決算常任委員会分科会を含む）には、部局長、副部長、総括室長、室長等が出席している。

【課題・問題点】

- ① 常任委員会で所管部局以外の職員に出席を求める場合には、日程上の配慮等を行う必要がある。

【検証検討結果】

- ① 関係する常任委員会間で事前に調整を行い、審査、調査順序等を入れ替えるなどの運営を行う。また、執行部職員の待機時間が少なくなるよう、休憩を入れるなど、議案聴取会、常任委員会等の運営方法を検討する。

6 委員会の県内・県外調査

【検討結果報告】

閉会期間が短くなることから、従来、閉会中において実施していた県内・県外調査については、会期中においても実施する。

また、行政部門別常任委員会の県内調査については、原則として日帰り調査を2回程度実施することに改める。

【現行運用状況】

常任委員会の県内・県外調査については、年間議事予定の中で会期中又は閉会中に調査日程を設定し、複数の委員会が同時に調査を実施している。

【課題・問題点】

- ① 調査時期、日数、方法等が固定化しており、弾力的、効率的な調査ができない場合がある。
- ② 県内調査の日数が十分でなく、少人数調査もあまり活用されていない。

【検証検討結果】

- ①② 委員会の県内調査について、各委員会で機動的、効果的な調査が行えるよう、必要な追加調査や少人数調査の活用などを図る。

第4 本会議、委員会等の開催経費等

【検討結果報告】

議員の本会議、委員会等、諸会議への出席や会期中の議案精読等のための登庁等に係る費用弁償について、従来、支給対象となっていた委員会協議会、予算決算常任委員会理事会及び会期中の議案精読等に係る登庁については、支給対象としない。

【現行運用状況】

本会議、委員会、協議等の場（代表者会議、全員協議会、議案聴取会、委員長会議及び広聴広報会議）、検討会等が費用弁償の支給対象となっている。

【課題・問題点】

- ① 予算決算常任委員会理事会は委員会の運営方法等を協議するために必要な会議であり、開催頻度も多いが、委員会条例に規定されておらず、費用弁償の支給対象になっていないため、正副委員長や理事の負担が大きい。
- ② 費用弁償の支給対象となっている会議の日に合わせて他の会議を設定するため、当日の会議が立て込んでしまう。

【検証検討結果】

- ① 委員会条例を改正して理事及び理事会の規定を新設し、予算決算常任委員会の理事会を委員会、分科会と同様の会議として位置付け、費用弁償の支給対象とする。
- ② 会議規則を改正して議会改革推進会議等を「協議等の場」として規定するなど、費用弁償の支給根拠を明確にするとともに、費用弁償のあり方について検討を行う。

第5 議会と知事との協議

【検討結果報告】

知事から申入れのあった、協議の場の設置については、常設的なものとするのではなく、議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により、速やかに協議するものとする。その際の議会側の出席者については、その都度、議長が決定するものとする。

【現行運用状況】

戦略計画等の議決に関する議会と知事との意見交換を行った。（平成21年11月9日）

【課題・問題点】

- ① 協議の方法がルール化されていない。

【検証検討結果】

- ① 協議事項によって運営の方法が異なるため、それぞれの協議に際しては事前に十分調整をし、代表者会議等の場で運営方法等についても検討を行う。

第6 事務局態勢の充実等

【検討結果報告】

議会の諸活動の増加に伴い、活動の支援に当たる事務局態勢の充実に向け、職員配置等の見直しを行う。

【現行運用状況】

事務局内の事務分掌の整理、議事嘱託員の配置、業務改善の取組等を行った。

【課題・問題点】

- ① 本会議、委員会、検討会等の諸会議の開催回数が増加したことにより、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調製等の業務が増加している。
- ② 行財政改革の一環として定員適正化計画が進められる中で、正規職員の定数増は非常に困難な状況にある。

【検証検討結果】

- ① 事務局態勢について見直しを検討する。
- ② 厳しい財政状況の下、限られた予算、人員による効率的な事務処理が求められていることから、円滑かつ効率的な議会活動をサポートできるよう、新たな取組を行うに当たってはその必要性を十分に吟味し、休止、統廃合する業務、取組についても併せて検討を行う。

第7 会期等の見直しに関する県民への広報等

【現行運用状況】

会期等の見直しの実施に当たっては、「みえ県議会だより」、「みえ県議会新聞」、「議会ハイライト（三重テレビ）」、「わたしたちの県議会（DVD）」等により、県民への広報を行っている。

【課題・問題点】

- ① 会期等の見直しによる取組について、県民への広報を積極的に行い、県民の理解と信頼を得るよう努めていく必要がある。

【検証検討結果】

- ① 議会の様々な取組について県民の理解が得られやすいように、広報アドバイザーの活用や議会ホームページの充実などにより、わかりやすい広報に努める。

会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議の経過

平成 21 年

12 月 9 日 **代表者会議**

- ・会期等の見直しに関して、議会改革推進会議において検証検討を行うことを決定

12 月 14 日 **議会改革推進会議総会**

- ・会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議を設置

12 月 18 日 **第 1 回会期等の見直しに関するプロジェクト検証検討会議**

- ・正副座長の選出について
- ・今後の進め方及び次回の日程について

平成 22 年

1 月 25 日 **第 2 回会期等の見直しに関するプロジェクト検証検討会議**

- ・検証・検討の進め方について
- ・運用状況等の把握について
- ・課題、問題点の抽出について（正副座長案）

2 月 17 日 **第 3 回会期等の見直しに関するプロジェクト検証検討会議**

- ・執行部からの意見聴取について
- ・課題、問題点の抽出と改善策について（会派意見）

3 月 3 日 **第 4 回会期等の見直しに関するプロジェクト検証検討会議**

- ・課題、問題点に対する改善策について（正副座長案）

3 月 18 日 **第 5 回会期等の見直しに関するプロジェクト検証検討会議**

- ・課題、問題点に対する改善策について（会派意見）

3 月 29 日 **第 6 回会期等の見直しに関するプロジェクト検証検討会議**

- ・会期等の見直しに関する検証検討結果（中間案）について

4 月 21 日 **第 7 回会期等の見直しに関するプロジェクト検証検討会議**

- ・会期等の見直しに関する検証検討結果（中間案）に対する執行部からの意見聴取について

「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」の設置について

平成21年12月9日の代表者会議で、会期等の見直しに係る検証及び検討を議会改革推進会議において行うことが決定されたので、次のとおり処置する。

1 名称

「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」

2 目的

会期等の見直しに関する検証及び検討を行い、結果を取りまとめる。

3 構成

(1) 9名の委員で構成する。

(新政みえ3、自民みらい3、日本共産党三重県議団1、公明党1、「^{そうぞう}想造」1)

(2) 委員から正副座長を選出する。

4 その他

検討方法、スケジュール、正副座長選出等の詳細は、発足後にプロジェクト会議において定める。

(平成21年12月14日 三重県議会議会改革推進会議役員会決定)

会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議委員名簿

座長	萩野 虔一	(新政みえ)
副座長	山本 勝	(自民みらい)
委員	津村 衛	(新政みえ)
委員	中川 康洋	(公明党)
委員	青木 謙順	(自民みらい)
委員	日沖 正信	(新政みえ)
委員	貝増 吉郎	(自民みらい)
委員	萩原 量吉	(日本共産党県議団)
委員	藤田 正美	(^{そうぞう} 「想造」)

4 会期のさらなる見直し

< 第一次答申における議論のポイント >

○県民に開かれた議会活動、会派・議員活動を確保するための議会の持ち方や会期等の在り方

会期等の見直しは、これまで議会が抱えていた様々な課題に対応するうえで、極めて有効であることが、平成 21 年度に諮問会議が実施した調査で明らかになりました。一方、職員の業務量が増加し、行政サービス等への影響を懸念する声や、議会活動の増加に伴い、議員活動に制約が生じているといった問題点を指摘する意見も多く出されています。

こうした現状を踏まえ、三重県議会では、平成 21 年 12 月に議会改革推進会議の下に「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置し、翌年 4 月には調査結果が報告されています。しかしながら、当プロジェクト会議では、現行の定例会年 2 回制が先に決められ、通年制との比較検討が十分にされていたわけではないため、改めて外部から客観的な視点により検証を行い、今後の会期等の在り方について整理しました。

なお、会期制については、国の地方行財政検討会議第一分科会において「議会のあり方」の中でも議論されており、この動きも注視する必要があります。

(1) 議会・会派・議員の3つの活動のバランスに配慮

平成 22 年度に諮問会議が実施した「議会・会派・議員活動にかかる状況把握アンケート」結果によると、議会・会派・議員活動の3つのバランスは、議会活動が 32.2%、会派活動が 19.7%、議員活動が 32.7%、私的活動が 15.4%となっていました。議員の現状認識としては、「バランスはちょうど良い」が 65.8%、「議会活動の割合が大き過ぎる」が 14.6%、「議員活動の割合が大き過ぎる」9.8%、「会派活動の割合が大き過ぎる」が 4.9%で、多くの議員は、現状を肯定している状況です。

しかし、3つの活動にかかる今後の意向としては、「議員個人の調査・研修等を充実させたい」が 64.1%、「議会（委員会等）での調査・審議等を充実させたい」が 20.5%、「会派での調査・検討等を充実させたい」が 7.7%、「私的な活動を充実させたい」が 2.6%となっており、議員個人の活動を充実させたいという意向が強くあります。

このため、議会活動だけでなく、会派や議員の活動も含めて、3つの活動全体のバランスを図りながら、会期の在り方について検討していく必要性が改めて確認されました。

(2) 通年議会を前提にした議会の年間スケジュールの検討

定例会が年 4 回制から年 2 回制に変更になったことにより、会期日数がこれまでの約 100 日間から 230 日程度と大幅に増加し、議会活動が大変忙しくなったとする意見が議員ヒアリングで出されていました。そこで、会期見直しの前後における各会議（本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、検討会等、議会改革推進会議、ワーキンググループ）ごとに日数の現状と増減要因を分析しました。その結果、会期日数には休会日も含まれていることから、一概に会議日数が増加したわけではなく、むしろ、会期制の変更と合わせて常任委員会の開催方法を変更したことや、平成 20 年度以降にテーマごとの検討会等を設置したことなどに伴い、全体の会議日数が増加したものと整理されました。必ず

しも、会期制の変更が会議日数の増加に直接結びついたとは言えないと考えられます。

そこで、今後は、会期の有無に関係なく、年間を通じて議会活動をどうしていくかという視点から、通年議会を前提にした議会スケジュールの検討を提案します。この場合、会派や議員の活動を実質的に制約している委員会や各種会議、そして県内・県外調査などの在り方も含めて検討していくことが重要となります。

なお、会期制については、国の地方行財政検討会議第一分科会においても議論が進められていますが、通年制にする場合、次のような課題がありますので、今後、この制度を採用する場合は、執行機関とも十分に協議しておく必要があります。

<通年議会を採用する場合の検討課題>

①会議のあり方について

通年制を採用した場合、約1年の長期間にわたって議長がいつでも会議を開くことができることとなり、議長の裁量が大きく拡大することから、開議・閉議に係る一定のルール（例えば、定期的に会議を開催する日、会議の時間帯）を条例等で定める必要があると考えます。

②専決処分について

通年制を採用した場合、現行の長（知事）の専決処分の要件のうち、もっとも適用事例の多い「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき」という要件は適用されなくなります。一方、長が議長に開議の請求をした場合に、議会が一定期間内に会議を開かない場合、あるいは何らかの事情により開くことができない場合には、専決処分をすることができる手続きについても、条例等により定めておく必要があります。

③一事不再議について

同一会期中に一度議決された同一の事項について再び意思決定をしない「一事不再議」の原則は、法令上規定されたものではありませんが、三重県議会会議規則第16条では、この原則を規定しています。

議会で扱う議事は、常に変化する社会情勢に応じてなされるべきものであることを考えると、一事不再議により、長く将来の議事を拘束するのは好ましくないと考えます。

従って、通年制を採用した場合でも一事不再議の原則が基本的には適用されるものの、議決後に事情の変更があり、急を要する場合などにおいては、この原則を適用除外できるよう、会議規則を見直しておく必要があります。

(3)政策広聴や市町議会との交流・連携を踏まえた議会活動

先に諮問会議が平成21年度に実施した県民アンケート結果からは、県議会と直接、意見交換できる場などの広聴の取組を求める意見が多くありました。また、同年度に実施した市町議会アンケート結果からは、県議会との交流・連携を求める高い意向があることも明らかになりました。

以上のような意向に対して、平成22年度に実施した「議会・会派・議員活動にかかる状況把握アンケート」結果によると、議員個人としては議会報告会などを地元で開催し、選挙区の住民や市町議会議員と意見交換等を行っている方もみえますが、その取組状況は個人により差が見受けられます。

【三重県議会議会改革諮問会議 最終答申（H23.1.24）抜粋】

県議会議員は、「地域の住民の代表」であり「県民全体の代表」でもあるという2つの面を持っているものの、二元代表制の一翼を担い、その機能を十分に発揮していくためには、議会として民意を共有し、議論を通して、議会としての方向性を導き出していくことが求められます。

このため、県議会総体として議会報告会を行ったり、出前県議会や意見交換会など政策広聴の場を増やしたり、市町議会との交流・連携などを通じて、民意を把握し地域課題を共有する取組が極めて重要です。これらの取組が年間の議会活動の中に組み込まれるよう、調整していく必要があります。

(4)4年間の政策サイクル「通任期制」につながる議会活動

先の(1)～(3)を実現させていくためには、従来よりも議会活動の日数が多くなることから、日程の確保が難しくなることが予想されます。

このため、1年間の議会活動スケジュールだけでなく、議員任期の4年間を通して具体化を図っていくことが重要となります。

例えば、県内全域で議会報告会や市町議会との交流・連携会議を実施しようとした場合、地理的に広い県域を有する三重県では、1年間で全ての圏域を回るのはかなり難しいのではないかと推察されます。そこで、2～4年間のサイクルで、全域をカバーできるようなスケジュールを検討する必要があります。

また、これと合わせて、議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会の委員任期を従来の1年間から2～4年間とするなど、議会スケジュールと連動した見直しをすることも重要となります。

さらに、三重県議会が平成17年にまとめた「二元代表制における議会の在り方」最終検討結果報告書の中で、中長期的な視点に立った新しい「政策サイクル」（議会による政策方向の表明(Plan)→政策決定(Decide)→執行の監視・評価(Do-See)→次の政策方向の表明(Plan))を概念的なものからより具体的なものにしていくためには、単年度での議会活動だけでなく、4年間を見据えた議会活動を考慮しておく必要があります。

例えば、県総合計画の戦略計画（4年間の施策・事業等を盛り込んだもの）が議会の議決対象とされましたが、この計画へ多様な民意を持ち寄った議会の意思を反映させていくためにも、4年間の議会活動をどうしていくかという視点が重要となります。なお、その具体化に当たっては、先に述べた各常任委員会の委員任期や運営の在り方も大いに関連してくることになります。

＜議会における政策サイクル＞

中長期的な視点に立った「政策サイクル」を見た場合、議会が政策面での調査・審議・決定等を行う役割を担っていることを考えると、議会による政策方向の表明(Plan)が、特に重要なものとなります。

そのためには、戦略的な広聴を展開しながら多様な民意を広く集め、議会という公開の場で熟議を重ね政策として練り上げていく取組が極めて重要となります。

次の表にも示したとおり、議会報告会や出前県議会などを通じて、政策課題の把握・整理を行うことが、政策サイクルを動かしていくにあたっての起点であり、後に政策立案や政策決定をし、執行機関による執行を経て、その監視・評価を行った結果を、再び政策課題の設定にフィードバックすることにより、さらに政策の質を高めていくことができます。

なお、こうした政策サイクルは、予算の動きと合わせて1年間で回っていくものもあれば、総合計画の戦略計画等のように4年の任期で回っていくもの、あるいは数ヶ月の比較的短い期間で回るものなど、様々な場合があり、多層的なものとなっています。

		本会議・広聴広報会議	委員会等
政策課題の把握・整理	広聴・調査	<ul style="list-style-type: none"> ●議会報告会 ●県民意見募集(県議会だより)・・・ ●出前県議会 (応募者がテーマ設定) ○e-モニター ○パブリックコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ●県内外調査(常任・特別委員会) ●県民意見募集(特別委員会) ●公聴会開催 ●参考人招致 ●請願、陳情
	課題設定	<ul style="list-style-type: none"> ●出前県議会 (県議会がテーマ設定) 	<ul style="list-style-type: none"> ●常任委員会－重点課題項目の設定 ●特別委員会の設置 ●市町議会との交流・連携会議
政策立案・決定	政策立案		<ul style="list-style-type: none"> ●検討会等(政策討論会議等) ●調査機関 ●委員会による議員提出条例の検討
	審議・議決	本会議での審議・議決	●委員会での審査・調査
執行		執行機関による執行	
政策評価	執行の監視・評価	本会議での質問	委員会での審査

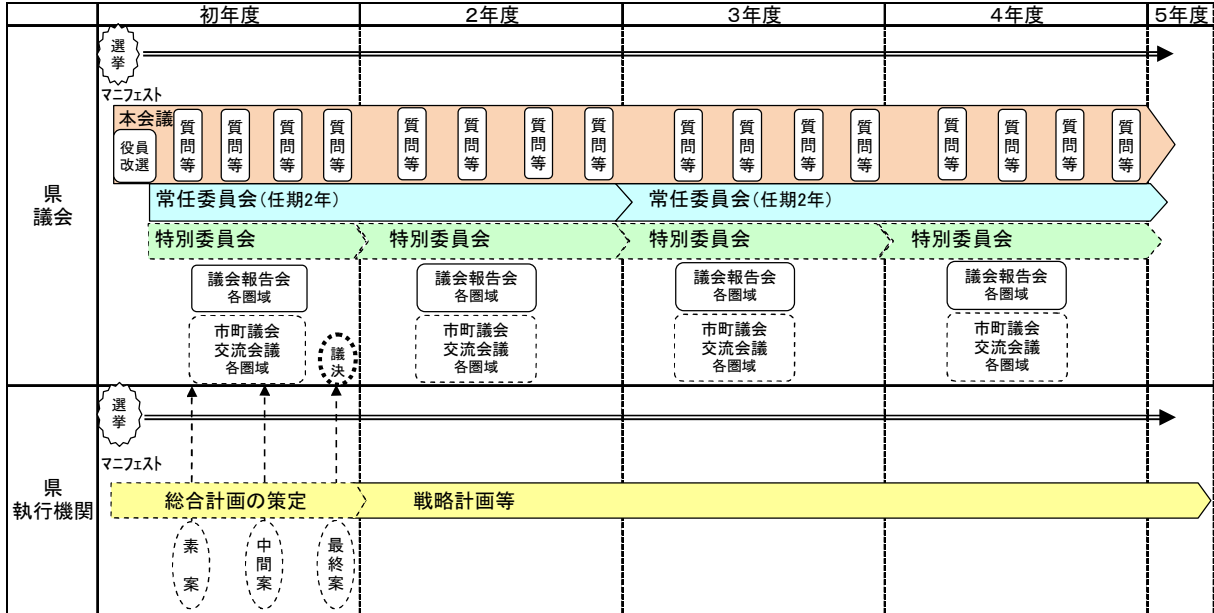
※●県議会独自のもの、○県政共通のもの

議会スケジュールのモデル提案

以上のおり会期の見直しにかかる考えを整理した上で、議会活動の具体的なスケジュールについてモデル提案したいと思います。

なお、この提案は、会期の在り方と議会活動の関係について基本的な考え方を整理したものであり、具体化に当たっては、県議会において十分検討する必要があります。

< 4年間のスケジュール >



※注:点線囲みは必要に応じて設置、実施するもの

○議会活動は、会計年度とほぼ連動しており、この期間をできる限り有効に活用するには、役員改選を年度当初の早い時期に行う必要があります。

なお、議員改選後の初年度は、実質5月からスタートしますが、代わりに正副議長及び常任委員会委員の任期を概ね2年間とすることで、継続的かつ専門的に調査・審議を行うことができます。

○特別委員会は、常任委員会活動を進める中で、分野を横断して重点的に調査・審議する事項が発生した際に設置することとします。

○議会報告会は、初年度に知事のmanifestoを基に新たな総合計画の策定が予想されることから、計画案を県民と共に議論できる場として、広域圏ごとに実施する必要があると考えます。

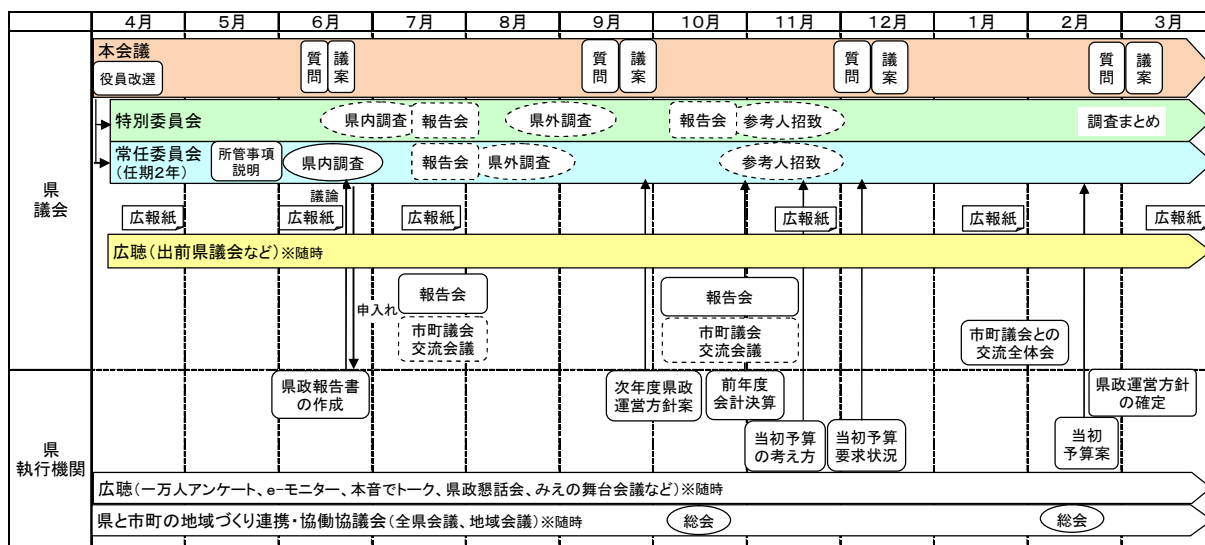
なお、次年度以降は、初年度の開催結果を検証しつつ、議会全体の活動スケジュールと調整のうえ、制度として確立させていきます。

○市町議会との交流・連携会議についても、初年度は新たな総合計画の策定が予想されることから、地域政策の考え方などを中心に、広域圏ごとに実施する必要があると考えます。

なお、次年度以降は、初年度の開催結果を検証しつつ、議会報告会との関係も考慮のうえ、今後の在り方を整理していきます。

○4年任期のうち、どの時期にどれくらいの諸活動が必要となるかを想定し、議会の会議の持ち方や出前県議会等の戦略的な広聴などを行うかを組み合わせた議会活動の在り方を考えていく必要があります。

< 1年間のスケジュール（通常年） >



※注:点線囲みは必要に応じて設置、実施するもの

次に、1年間の議会活動スケジュール案をもう少し詳しく説明します。

○議員の改選後は、できるだけ早い時期に役員選挙を行い、早期に常任委員会活動が開催できるようにします。

なお、約2年後の役員改選についても、年度当初のできるだけ早い時期に行います。

○常任委員会では、年度当初の早い時期に所管事項の説明を受けることにより、重点課題項目を整理し、テーマにかかる県内状況をまずは調査・把握することに努めます。その後、必要に応じて当該テーマにかかる県内外の先進事例調査や参考人招致等を行い、検討に必要な情報の収集・整理を行います。

なお、広聴のしくみである議会報告会（県民との意見交換会）については、各常任委員会の重点課題項目をテーマとして必要に応じて実施します。

○政策的な広聴機能を充実させるため、議会報告会を広域圏ごとに実施していくこととします。

なお、団体等からの要請により出向いて意見交換を行う出前県議会の実施回数との兼ね合いにより、議会報告会の頻度も考慮します。

○年度前半に集中して各委員会の県内外調査や政策広聴の活動を行うことで、その後の執行機関提案に対する厳格な審査や政策議論に結び付けていきます。このため、6月会議については、できるだけ開催日数を限定したものとし、他の9月、12月、3月会議を充実させるといった工夫を行います。

○なお、実際に年間の議会スケジュールを検討する場合は、執行機関にも大きな影響を及ぼすことになるため、執行機関側とも十分に協議しておく必要があります。

○以上のとおり、様々な活動を全体整理することで、議会の本来の機能が発揮でき、かつ県民から見ても県議会が十分に活動していると実感できるものになると考えます。

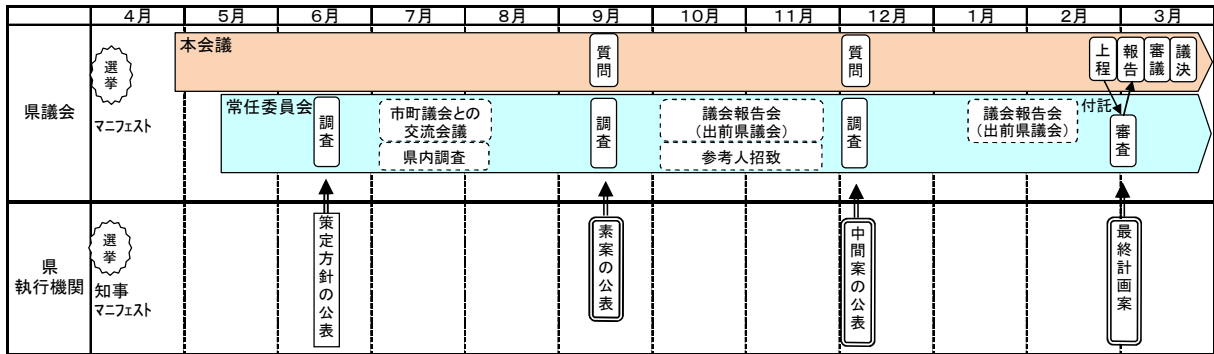
【三重県議会議会改革諮問会議 最終答申（H23.1.24）抜粋】

<議案上程から審議・議決までの様々なパターン>

議案の上程から議会での調査、審議、議決までには、案件により様々なパターンがありますが、通年制になると、従来の定例会年4回制のような期間の制約を受けることなく、柔軟な対応が可能となります。

□総合計画策定の場合

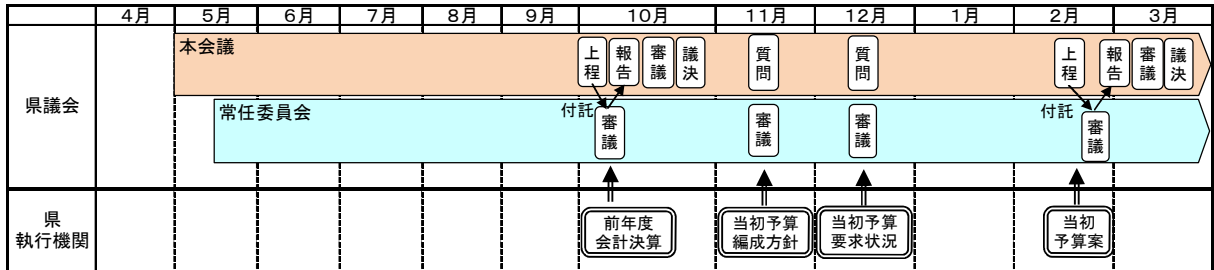
4年に1回議案が提出され、意思形成過程の段階から議会での調査・審議に1年間程度の長期に及ぶもの。各段階で必要に応じて出前県議会などの広聴を組み入れることが考えられます。



※注:点線囲みは必要に応じて設置、実施するもの

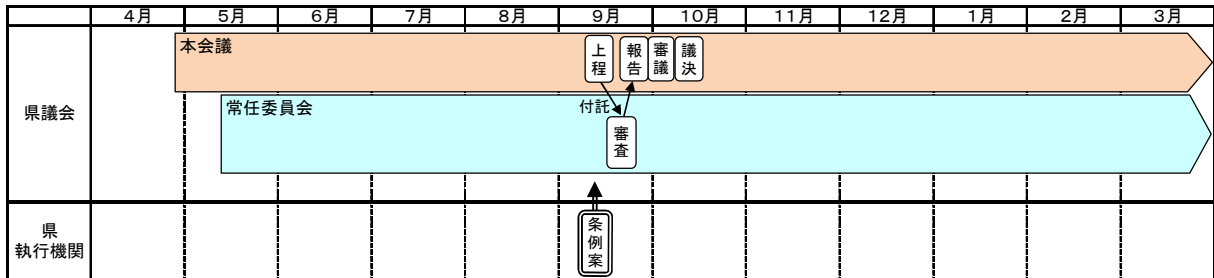
□当初予算決定の場合

毎年、決まった時期に議案が提出され、審議が半年程度に及ぶもの。



□条例制定の場合

随時、必要に応じて議案が提出され、短時間で審議・議決されるもの。



5 議員間討議の充実

< 第一次答申における議論のポイント >

○県民の代表として議会の機能を発揮するため、議員間討議を充実させ、議員の資質向上を図る

議員間討議は、議員自身による評価の中で最も低い項目となっており、その主な理由としては、議員の資質に起因するものや、委員会の運営手法、会派による拘束などが挙げられていました。

また、平成 21 年度に実施した議員ヒアリングからは、会期等の見直しの結果、委員会での審議期間を十分に確保したことから議員間討議が充実したとする意見がある反面、議会活動に占める割合が増加し、議員個人の調査・検討に要する時間や会派内で情報共有する時間が不足しているといった意見も出されています。

このように、議員間討議の充実に向けては、会期の見直しや会派活動とも関連があることから、諮問会議として会期等見直しの検証及び会派活動ヒアリングを実施し、今後の方向性について以下のとおり整理しました。

(1) 会期等の見直しによる討議時間の確保

今年度に諮問会議が改めて行った会期等の見直しにかかる検証の結果、常任委員会の開催日数を 1 委員会当たり 1 日間から 2 日間に伸ばして部局別に審議するよう変更し、定例会を年 4 回から 2 回に改め、年間の総会期日数を大幅に増加したことにより、議員間討議の時間が持てるようになりました。また、参考人の招致や公聴会の開催などによって、議案、請願、調査事項等の内容に応じた的確な審査、調査が可能になったと評価されます。

特に、公聴会は、平成 20 年に 52 年ぶりに開催され、21 年にも 1 回開催されたほか、参考人も平成 20 年には 41 人、平成 21 年には 35 人と多く招かれています。

従って、会期の見直しによる会期日数の増加と、それに合わせて行われた委員会運営方法の変更は、議員間討議の充実にとって効果的であったと考えられますが、今後は、先に述べた会期等のさらなる見直しと合わせて、さらに改善していくことが求められます。

(2) 本会議での議論方法の改善

本会議は、議会における議論の最も重要な場であり、テレビで中継がされるなど議会の情報発信力の良い機会にもなっています。しかしながら、本会議では執行機関に対する質問が会派や議員個人で個々にされており、21 年度に実施した県職員アンケートでは、議会全体の議論となっておらず、政策議論にはつながりにくいといった意見が出されています。

議会での質問内容は、個々の議員の裁量によるものではありませんが、全国の自治体議会の中には、本会議の一般質問で、会派を超えて質問を練り上げ論点を明確にしている例もあります。

今後は、議会全体で、首長からの提案に対する調査や論点の組み立てを行っていく手法も検討していく必要があります。

（3）委員会運営等の改善

上記のとおり、委員会運営方法の変更は、議員間討議の充実にとって一定の効果があったものの、議員ヒアリングの結果からは、さらに改善が必要であるとの認識があります。また、平成22年度に実施した会派活動ヒアリングの結果では、検討会等での議論は活発であるものの、常任委員会においては、議論しやすいテーマとしにくいテーマがあることや、委員長の運営方法により討議の状況が異なることが分かりました。

そこで、委員会運営のどのような点について改善すれば、議員間討議の充実につながっていくのか、次のとおり整理しました。

①行政部門別常任委員会

行政部門別委員会では、執行機関側から執行状況についての報告や議案提出がされることが基本となることもあり、チェック機能としての質問が中心とならざるを得ません。また、国との関連で議案が提出されることも多くあることから、議論の余地があまりなく、元々問題が少ないものもあります。この点については、全ての議案に対し議論が必要というわけではありません。一方、県政独自の課題に関わる事項や、各委員会の重点調査項目などについては、活発な議員間討議が求められます。

平成21年度に諮問会議が実施した議員ヒアリング結果によると、委員会での議員間討議が不十分であるとの意見が多く、その理由として、「委員長による進行によるところが大きい」とするものや、「地元についての発言が中心となりがちで干渉しづらい」といったことが挙げられています。また、県職員アンケートでは、「委員が毎年交代しテーマも毎年変更されるため、継続した議論ができていない」といった意見も多く出されています。

このため、正副委員長にリーダーシップの発揮できる人を選任することや、正副委員長の責任で議論の対象となる重点課題を絞り込むとともに、委員の任期を2～4年間として継続性を持たせ、ある程度、専門的な議論ができるようにするといった改善が必要ではないかと考えます。また、全県的な視点から議論を展開することで、地元以外の委員も意見を言いやすくなるなど、委員会での議論の進め方も重要となります。

なお、地方自治法上は議員が複数の常任委員会に所属できることになっているものの、三重県議会においては委員会条例において実質1つの行政部門別常任委員会にしか所属できない定めとなっているため、少人数の会派においては、特定の委員会にしか関わることができないという制約があることに留意する必要があります。

②特別委員会

特別委員会のテーマや運営状況を見ると、過去に設置された委員会との違いが明確でなく、調査や議論があまり発展していないものがいくつか見受けられます。また、参考人招致や県内外調査、議会広報紙による県民の意見募集なども行われていますが、運営面においては工夫の余地があり、さらに、検討された結果が政策面でどのように活かされたか不明確なものもあります。

特別委員会を設置する目的や運営方法について、予め検討しておく必要があると考えます。特に、当該テーマに関心を持ち、委員会の設置を提案した議員が委員に就任し、できれば正副委員長を務めるなど、委員会設置後も責任を持って進めていくことが重要です。これらにより、特別委員会の運営が効果的に行われ、政策につながる議論が展開できるのではないかと考えます。

（4）政務調査の充実

先に述べた委員会等運営の改善と合わせて、委員会等の会議で議員が活発に議論していくには、テーマに関する調査や研究が重要となります。各委員会では、毎年、県内調査と県外調査が必ず行われていますが、必ずしも委員会審議に生かされているとは言えず、ややもすると形式的ではないかと思われるものも見受けられます。また、委員会として県内外調査を行った場合、委員会として有する情報は、各委員や会派が調査を行って持ち寄った場合に比べて限られたものになります。

このため、委員会による県外調査は基本的に廃止し、全委員が現地で状況を共有すべき場合に限って例外的に行うべきではないかと考えます。その代わりに、議員や会派が政務調査により個別に調査し、委員会で持ち寄って議論した方が、多様な情報を多く共有でき、議論が活性化するのではないかと考えます。

平成 22 年度に実施した「議会・会派・議員活動にかかる状況把握アンケート」結果の中で、3つの活動にかかる今後の意向を聞いたところ、「議員個人の調査・研修等を充実させたい」とする回答が全体の 63.2%と多くを占めていたことも踏まえると、議会（委員会）としての調査から議員或いは会派による調査へとシフトしていくべきではないかと考えます。

（5）会派活動の役割

平成 21 年度に実施した議員ヒアリングでは、会派による拘束が議員の自由な発言を拒んでいるとの意見がいくつか出されていたこともあり、平成 22 年度に会派活動ヒアリングを実施し、その実態を整理しました。その結果、各委員会や検討会等に共通して、会派による拘束は特に設けておらず、各会議の審議事項の決定はあくまで採決前であり、当初から決定方針を有しているわけではないことが分かりました。従って、会派運営上においては、会派拘束により議員の発言が阻まれているとまでは言えない状況にあります。

また、各会派においては、委員会等での審議事項について参加議員が議論する際、基本的に発言は自由となっており、かつテーマによっては、相当の時間を確保して議論を重ねているという実態があります。こうした機会があることにより、所属委員以外の議員の意見も聞くことができ、その後の委員会等での議論も活性化することができるのではないかと考えます。この点においては、会派活動は個々の議員が各委員会等で活動する際の支援的な役割も果たしているわけであり、今後、こうした面も意識した会派活動が期待されるところです。

（6）議員研修の充実

これまでは、委員会等の運営など制度的な面から述べてきましたが、議員間討議の充実については、基本的に議員の資質が大きな鍵を握っていると考えられます。この点については、個々の議員が住民の代表として、より責任が果たせるよう、研鑽を積んでいくことが求められ、そのために政務調査費も支給されているところです。

しかしながら、議会活動の質をより高め、議員間討議を充実させていくためには、議会としても一定以上の知識の共有を図るといった対応が必要ではないでしょうか。特に、平成 23 年 4 月には県議会議員選挙が行われることから、何人かの新任議員も出てくるかと思われれます。

【三重県議会議会改革諮問会議 最終答申（H23.1.24）抜粋】

このため、新しい議員の任期がスタートする際には、議会運営の基本事項を習得するだけでなく、これまで三重県議会が行ってきた議会改革の取組も十分に認識できるよう、研修を行っていく必要があります。また、議会運営の改善や調査・研究に必要な手法などについて学習できる機会なども議員就任の早い時期に行っておくことが大切です。